

## 1. 平成27年第2回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成27年6月11日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第101号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程4 議案第102号 専決処分した事件の承認について（平成26年度郡上市一般会計補正予算（専決第3号））
- 日程5 議案第103号 専決処分した事件の承認について（平成26年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程6 議案第104号 専決処分した事件の承認について（平成26年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程7 議案第105号 専決処分した事件の承認について（平成26年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程8 議案第106号 専決処分した事件の承認について（平成26年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程9 議案第107号 専決処分した事件の承認について（平成26年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程10 議案第108号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程11 議案第109号 郡上市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第110号 郡上市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の制定について
- 日程13 議案第111号 郡上市教職員住宅管理条例の全部を改正する条例について
- 日程14 議案第112号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第113号 郡上市立病院等職員宿舎設置条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第114号 平成27年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程17 議案第115号 平成27年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程18 議案第116号 工事請負契約の締結について（高鷲中学校屋内運動場・渡り廊下棟耐震補強改修工事）
- 日程19 議案第117号 物品売買契約の締結について（公有民営方式バス車両購入）
- 日程20 議案第118号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）
- 日程21 報告第3号 平成26年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程22 報告第4号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

日程23 議報告第6号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	三 島 哲 也	健康福祉部長	羽田野 博 徳
農林水産部長	下 平 典 良	商工観光部長	山 下 正 則
建 設 部 長	古 川 甲子夫	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会計管理者	佐 藤 宗 春
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事務局 長	尾 藤 康 春
国保白鳥病院 事務局 長	藤 代 求	郡 上 市 代表監査委員	齋 藤 仁 司

## 6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会議務局長 長岡文男

議会議務局  
議会議務課  
主査 武藤 淳

議会議務局  
議会議務課  
主任主査 加藤光俊

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） おはようございます。議員の皆様には、大変御多用のところを出席していただき、ありがとうございます。

ただいまから平成27年第2回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、3番 森喜人君、4番 田代はつ江君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（尾村忠雄君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る6月4日の議会運営委員会において、御協議をいただいております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月11日から6月30日までの20日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月11日から6月30日までの20日間と決定いたしました。

会期日程については、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いします。

齋藤代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、まことにありがとうございます。

---

### ◎市長挨拶

○議長（尾村忠雄君） ここで日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。平成27年第2回郡上市議会定例会の開会に当たりまして、挨拶と提案説明を申し上げます。

本日、平成27年第2回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御参集い

ただき、まことにありがとうございます。

提案説明に入ります前に、3月定例会閉会以降の市政の動き等について、若干の報告をさせていただきます。

まず最初に、地方創生の推進に向けた取り組みについてであります。

昨年11月に公布されました、まち・ひと・しごと創生法に基づき、郡上市におけるまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的計画となる郡上市版総合戦略を本年10月を目途に策定するため、郡上市地方創生推進会議を去る5月14日に発足させました。今後は、この総合戦略が効果的かつ実践的な計画となるよう、委員の皆様方と議論を深めてまいりたいと考えております。

また、去る3月定例会において、平成26年度の補正予算の議決をいただきました、地域住民生活等緊急支援交付金を活用した地方創生推進に向けた諸事業のうち、地方創生先行型事業の一つであります夢論文・作文募集につきましては、この6月1日から募集を開始したところであります。

人口減少等の地域課題について、広く市民の皆様方にも認識を共有していただき、市民参画による地方創生を推進していくため、将来の郡上市づくりに向けた論文や作文を募集し、その御提案やアイデアを市の総合戦略に反映していこうとするものであります。小学校の4年生、高学年から中・高・大学生や一般の市民の方々に広く応募をしていただきますよう、この席をお借りをしてお願いをしたいと存じております。市民の皆様方に多数ふるって応募をしていただき、いろいろな御提案や御意見を寄せていただきたいというふうに考えております。

さらに、地域消費喚起・生活支援型事業の一つであります「プレミアム商品券の発行」につきましては、1万円当たり2,000円のプレミアムを付して、7月3日から発売を開始する予定であります。

次に、2番目でございますが、社会基盤の整備についてであります。

八幡町市街地の重要な生活道路の一つであり、子どもたちの通学路でもあります市道愛宕桜町線の八幡橋、いわゆる学校橋の名前で親しまれておりますが、この橋のかけかえ工事の竣工式が、去る4月5日に行われました。新しい八幡橋は、端の長さが40.0メートル、幅員6.0メートルで、古い橋に比べまして幅員が広がったことで、通行車両、歩行者ともに安全性が高まるとともに、橋脚を設けない構造により出水時の川の流下能力が高まり、豪雨時における浸水被害の危険から地域を守ることが期待されます。

また、橋の欄干の親柱と最上部につきましては、岐阜県産のヒノキを使用したところでございます。

また、平成30年度の完成を目標に進められております東海北陸自動車道白鳥インターチェンジから飛騨清見インターチェンジまでの4車線化事業に伴う白鳥トンネルの貫通式が、去る5月25日に同トンネル坑内で行われました。この白鳥トンネルは、工区内にある11本のトンネルの中で、白鳥

インターチェンジから北へ向かって一番最初のトンネルであります。平成26年9月から掘削が始まりました。4車線化が完了しますと行楽期の渋滞緩和が図られ、観光振興につながるとともに、物流や防災面などにおいても、さらに重要な役割が期待されるところでございます。今後、工事が安全かつ着実に進むことを願うものであります。

3番目に、地域資源を活かした産業振興についてであります。

昨年10月、国連食糧農業機関、英語名で略してFAOと申しますけれども、この国連食糧農業機関が伝統的な農法や関連文化を認定する世界農業遺産の国内候補地の3つのうちの1つに長良川上中流域における、テーマとして、「清流長良川の鮎～里川における人と鮎のつながり～」が選ばれたところであります。

今般、FAO調査団による現地調査が5月25日から26日の両日にかけて行われました。郡上市内では、25日に白鳥町前谷正ヶ洞の棚田をごらんいただいた後、古今伝授の郷フィールドミュージアム内の篠脇山荘、和歌文学館に立ち寄っていただき、その後、八幡町尾崎において、市民と水とのかかわりを象徴する水舟や吉田川での鮎の友釣り、いわゆる郡上釣りの実演をごらんいただきました。

長良川は、流域の人々の暮らしの中で、清流が保たれ、その清流で鮎が育ち、清流と鮎は地域の経済や歴史文化と深く結びついております。長良川におけるその循環は、人の生活、水環境、漁業資源が相互密接に連関をしております。この世界に誇るべき里川のシステムを世界農業遺産に認定していただけることを期待しております。

今後の具体的な日程等につきましては、まだ詳細がわかっておりませんが、よい結果を待ちたいと思っております。

また、例年開催しております郡上市みどりの祭り2015を、去る5月23日土曜日、美並町の粥川の森で開催いたしました。その日、同時に10月11日に揖斐川町谷汲で開催される第39回全国育樹祭を全県で盛り上げ、世代をつないで森林を守り育てていくことの大切さを知っていただくために、樹齢百年を超える大木を伐採し、市町村をリレーして会場となる揖斐川町まで運ぶ100年の森づくりリレー伐採式in郡上をあわせて開催いたしました。美並町粥川の古川林業さんの樹齢百十年の木を切らせていただいたところでございます。

なお、6月7日の日曜日には、伐採式において伐採をいたしました樹齢110年の杉の丸太を木曳車に乗せまして岐阜・中濃地域の市町へリレーするための出発式及び木曳きを八幡町のまち中の通りで行いました。

4つ目に、再生可能エネルギーの活用についてであります。

去る6月1日、売電を行う小水力発電所としては、本市において最初の施設であります石徹白1号用水発電所の通電式を行いました。この発電所は、平成24年度から27年度にかけ、県営事業に

より整備を行ったもので、一般家庭約81世帯が1年間に使用する電力を賄うことができる施設であります。

なお、発電された電力は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用して、電力会社に売電し、その収益により農業用施設の維持管理を行うなど、農村地域の振興と循環型社会の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、伝統文化を活かした観光振興についてであります。

いよいよことしも7月11日土曜日には郡上おどりが、7月18日土曜日には、白鳥おどりが開幕をいたします。これに先立ちまして、去る6月6日土曜日には、京都岐阜県人会の皆さんが中心となられ、第8回郡上おどり i n 京都が、京都市役所庁舎前広場で開催をされました。

その際、このイベントの開催に、京都岐阜県人会の会長として初回から特段の御尽力をいただきました現京都岐阜県人会名誉会長であります山本淳さん、この方は郡上市明宝の御出身でございますが、この山本さんに感謝状を贈呈いたしましたところであります。

当日は、関西地方に在住されております郡上市出身者を初め、多くの皆さんが本場より一足早く郡上おどりを楽しまれました。当日は「郡上良良ちゃん」も参加をいたしまして、開幕に向けたよいPRができたものと考えております。

また、6月26日の金曜日、27日の土曜日には、東京都港区青山の秩父宮ラグビー場駐車場におきまして、第22回郡上おどり i n 青山も開催される予定であります。

以上が報告事項でございます。

それでは、今議会におきまして、御審議をお願いしております議案につきまして、その概要を申し上げます。

初めに、議案第101号から議案第107号までは、さきに専決処分をいたしました郡上市税条例等の一部改正並びに平成26年度郡上市一般会計及び5件の特別会計の補正予算について、承認を求めるものであります。

議案第108号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。委員1名の任期が、平成27年9月30日をもって満了するため、委員候補者の推薦について議会の意見を求めるものであります。

次に、条例の制定、もしくは改正関係であります。全部で5件あります。

まず、議案第109号は、郡上市支所及び出張所設置条例の一部改正についてであります。和良振興事務所の新築移転に伴い、事務所の位置を改めようとするものであります。

議案第110号は、郡上市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の制定についてであります。大雪による停電、道路の寸断等の被害を抑止するために、市が行う立木伐採に対し、その費用の一部に充てる分担金を電気事業者から徴収しようとするものであります。

議案第111号は、郡上市教職員住宅管理条例の全部改正についてであります。地域づくりを支援

するため、必要な場合には、教職員以外の方が教職員住宅への短期入居が行えるよう、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第112号は、郡上市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第113号は、郡上市立病院等職員宿舍設置条例の一部改正についてであります。職員宿舍の有効活用と医療関係職員の確保のため、医師、看護師及び准看護師に限定されているこれまでの職員宿舍の入居要件を他の医療関係職員も入居できるよう拡大しようとするものであります。

続きまして、平成27年度予算関係2件であります。

議案第114号は、平成27年度郡上市一般会計について、予算の補正をお願いするものであります。

主な内容といたしましては、まず歳出では、農林水産業費の農業費に、発電事業の早期開始に向けた小水力発電活用支援事業5,625万円、豪雪による河川内の倒木処理を目的とした河川維持補修事業1,190万円、幼児教育センターやまびこ園園舎耐震補強改修を行うための幼稚園耐震補強事業6,325万6,000円、白鳥ふれあい創造館の雪害修繕及び外部改修を行うための社会教育施設改修事業2,579万2,000円、災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費に、減免補助災害復旧事業、これは林業用施設に関するものであります。2,350万円をそれぞれ増額補正しようとするものであります。

一方、歳入の主なものは、いずれも県補助金であります。小水力発電活用支援事業補助金4,125万円、森林環境保全直接支援事業補助金2,258万円、そして、財政調整基金からの繰入金5,823万4,000円、合併特例債、これは先ほど申し上げました幼稚園舎の耐震補強に伴う起債でございますが、幼稚園債4,420万円をそれぞれ増額補正しようとするものであります。

以上、歳入歳出にそれぞれ2億6,450万6,000円の増額補正をしようとするものであります。

次に、議案第115号は、平成27年度郡上市明宝財産区特別会計について、予算の補正をお願いするものであります。

内容といたしましては、未利用間伐材利用促進対策加速化事業の事業採択によるもので、歳入歳出それぞれ419万2,000円を増額するものであります。

議案第116号から議案第118号までは、高鷲中学校屋内運動場渡り廊下等耐震補強改修工事に係る工事請負契約、公有民営方式のバス車両購入及び消防ポンプ自動車購入に係る物品売買契約の締結について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例議会に提出をいたしました議案の概要であります。このほか、平成26年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書、そして和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分をあわせて2件の報告があります。

議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますの

で、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、申し上げます、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。

平成27年6月11日、郡上市市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（尾村忠雄君） ありがとうございます。

---

◎議案第101号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程3、議案第101号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 議案第101号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例等の一部を改正する条例）。

郡上市税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日次のおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成27年6月11日提出、郡上市長日置敏明。

この説明でございますけど、おめくりいただきました新旧対照表、それからお手元に配付してございます郡上市税条例等の一部を改正する条例の資料というものがございますけど、この2枚を使って説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

まず、条例第4条第2項についてでございますけど、この条例は、税の行政手続条例の適用除外を定めたものの規定でございます。行政手続条例でございますけど、27年の3月におきまして条例改正が行われておりまして、今回、税条例を見まして、その引用条項のずれが発生しましたので、それを修正するものというものでございます。

ここにありますように、第33条の4項、それから第33条の3項でございますけど、この2点につきましては、条項のずれを修正するものでございます。

真ん中にあります同条——新旧対照表でございますけど、2条の7号、これにつきましては、引用条項が修正するというものの改正というものでございますので、よろしくお願ひしています。

続きまして、第31条2項の表中のオというものがございますけど、ここの修正でございますけど、これにつきましては、法人市民税の均等割の税率を定めたものでございますけど、今回、法改正によりまして、資本金の額に関するものの引用法令が改正になりました。その引用法令の改正に伴いまして、今回の法令も、条例も改正するというものでございます。オの欄にありますように、法律——旧でございますけど、法人税法からの引用となっておりますけど、今回改正によりましては、法第292条の1項4号の5というふうに引用法令が変わったことによる改正というものでございま

す。

その下段に入れます「以下この表及び第4項」の部分につきましては、今回下段、次のページにありますように、4項が新たに設けられたことによる改正というものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の3ページに行きまして、4項がございますけど、これにつきましても、地方税法の改正によりまして新設されたもので、これにつきましては、資本金に資本準備金または出資金を加えた額を資本金として扱い、法人区分を決定すると、こういった規定が改正後、行われましたので、今回新たに4項としまして設置するものでございます。

続きまして、第48条第6項でございます。これにつきましては、法人税法の申告納付を規定するものでございますけど、これにつきましても法人税法が改正によつたものでございます。したがひまして、ここにありますように、中ほどにありますアンダーラインが引いてあるところでございますけど、旧法では、「第2条第12号の7の3」とありますが、今回の改正によりまして、引用法文が「同法第2条第12号の7」というふうに改正されているものに伴う改正というものでございますので、よろしくお願ひします。

続きまして、法第50条第3項でございます。これにつきましては、法人市民税の不足税額の納付手続を規定するものでございます。これにつきましても、法改正に伴ひまして、引用法令が改正になったということがございますので、中ほどにありますように、これにつきましても「法人税法第2条第12号の6の7」というのが対象引用法文になったというものに伴う改正でございます。

続きまして、第57条でございます。これにつきましては、固定資産税の非課税の規定に関するものでございますけれど、法改正によりまして、社会福祉法人等の用に供する施設等の項目が3項目追加になりました。よりまして、引用法文のところは改正になったということがございます。具体的に申しますと、「第10号の10」というふうに新がなつてますけど、旧では「第10号の7」ということで、3項目新たに追加になったものに伴う改正というものですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、6ページになりますけど、第59条につきましては、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告に関する規定でございますけど、これにつきましても前条と同じように、法改正に伴ひまして3項目が追加になったことによる改正ということで、具体的には「第10号の10まで」ということに改正になっております。

続きまして7ページでございますけど、附則第7条の3の2につきましては、消費税の10%の改正が1年半延期になりました。そのことに伴ひまして、住宅ローン減税制度も同じように3年間——2年間ですね、済みません、2年間延期になったというもので、それを修正するものの改正でございます。したがひまして、アンダーラインがあります「平成41年度」、その下にあります

「31年度」は、それぞれ旧に比べますと2年ずつ延びておるとい改正でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

附則第9条、これにつきましては、個人の市民税の寄附控除に係る申告の特例等を規定するものでございます。これは、ふるさと納税が今回新たにワンストップ特例制度が設けられたことに伴ひまして新設するものでございます。これにつきましては、お手元に資料が用意してございますので、お願ひしたいと思ひます。

1枚おめくりいただきまして、「ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設」という部分でございますけど、確定申告が不要な給与所得者等につきましては、確定申告がふるさと納税をちゅうちょする原因となっている可能性があることから、ふるさと納税先団体数が少ない場合に限り、ふるさと納税をする際に、ふるさと納税先団体に申請することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みを創設するものというもので、平成27年4月1日以降の寄附金を適用するということになっています。

下に小さい字で書いてございますけど、確定申告を行った場合と同様に同額が控除されます。括弧書きの中でございますけど、このストップ特例を使いますと、所得税控除相当分を含め、翌年度の住民税から控除されるということになってますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、その1つ下のところでございますけど、地方公共団体の事務負担等を考慮し、5団体の超えるふるさと納税を行う場合には、確定申告を行っていただきたいということが明記されております。

それは下の四角い中が、確定申告を行う場合と、今回のワンストップ特例が適用される場合の例でございます。従前でございますと、ふるさと納税先団体から受領証をもらひ確定申告を行い、その後、確定申告、その後、税務署から市町村に通知が来まして住民税の控除ということになっておりましたけど、今回は、ふるさと納税先団体に特例申請書を提出すれば、それが寄附者の所在市町村に通知が行きまして、それに基づきまして、翌年度の住民税から控除が、税控除が受けると、こういう仕組みになった点でございます。

それからもう1点でございますけど、1枚おめくりいただきまして、これはふるさと納税に係る税額控除の計算例ということをつけてございますけど、このところはよく御存じかと思ひますけど、このイメージ、③のところでございますけど、③のところ、個人住民税の特例分というところが、ここが控除額の限度額が個人市民税の所得割額の2割というところがありまして、今までは1割、10%でございましたけど、今回から2割に上がったというふうになっております。控除のイメージとしてはここに書いてありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、今回のふるさと納税関係は、ワンストップ特例が創設されたことと、控除額の上限が2割になったというのが主な点でございます。

それでは、前の表、新旧対照表に戻っていただきまして、9条の第1項でございますけど、これにつきましては、申告特例通知書の送付の要求を定めた規定でございます。

次のページの2項につきましては、寄附市町村へ申告特例通知書の届け出を定めたものでございます。

3項では、届け出を受けた市町村の対応を定めたものでございます。

4項は、納税市町村の対応ということでございます。納税先市町村の対応というものを定めたものでございます。

それから、9条の2項、これにつきましては、特例控除の限度額につきまして、個人住民税所得割の1割を2割に引き上げるといふものの改正を定めたものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、附則第10条の2の7でございますけど、これにつきましては、わがまち特例制度というのがございますけど、これは固定資産税の課税標準額の軽減を決定できる制度でございますけど、今回の法改正によりまして、新たに新築のサービス付高齢者向け住宅が追加されたことにより、新しくできた制度でございます。これにつきましては、内容としましては、新築の高齢者向け住宅については固定資産税につきまして、3分の2まで減額できるということを定めたものでございます。

それから附則、続きまして、附則第11条でございますけど、これは土地の負担調整制度の期間を規定するものでございますけど、今回、26年度で期間が定められておりましたけど、3年間延長になりまして、それに伴いまして条例を改正するというものでございます。

同じように10ページからでございますけど、附則第11条の2の1項及び2項につきましてですけど、これにつきましても、土地の負担調整に係る課税の土地の価格の特例を規定するもので、同じように3年間延長により、今回新たに改正するというもので、それぞれアンダーラインがあるところにつきましては、旧の規定の年度より3年間延長して改正したというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、第12条第1項から第5項までのこれにつきましても、負担調整措置によりまして固定資産税額の特例を定めたものということで、これにつきましてもそれぞれ適用期間が3年延長されたということで、3年間の延長をなっております。したがって、12条、各アンダーラインがあるところにつきましては、旧の条文に比較しまして、3年ずつ延期されておる改正ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、附則第13条、これにつきましては、農地の負担調整に係る部分でございますけど、これにつきましても固定資産税の特例を定めたものでございますけど、ここにつきましても3年間延長したというものでございますので、3年間の延長を定めたものというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、14ページでございますけど、附則第5条でございますけど、これは特別土地保有税の課税の特例を規定するものでございますけど、これにつきましても、ただいま申しましたように、負担調整制度が3年間延期になったということがございますので、それに伴いまして、土地保有税の課税の特例についても3年間それぞれ延長しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから15ページ、附則第16条でございますけど、これ1項から3項まででございます。これは軽自動車税の税の特例の規定でございますけど、今回の法改正に伴いまして、グリーン化特例が実施されましたので、それに伴い開設する、あるいは新設する条項でございます。これにつきましても、お手元に資料を用意しておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

2枚めくっていただきまして、軽自動車税のグリーン化特例（経過の概要）というものがあるとございますけど、そちらをまずごらんいただきたいと思います。この特例の適用期間につきましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間でございます。適用内容でございますけど、適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける減税対象車両（三輪以上）の軽自動車を取得する場合に限り、当該年度の翌年度（平成28年度）分について特例措置が受けられるというものでございます。

下の額、減税額等でございますけど、乗用車につきまして、まず要件等のところの、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車につきましては、特例減税措置がおおむね75%の減税というものでございます。

ガソリン車（ハイブリッド車を含む）でございますけど、これには、排ガス性能につきましては、平成17年の排ガス規制の75%低減し、燃費性能につきましては平成32年度燃費基準のプラス20%を達成したのものについては、おおむね50%の減税、それから排ガス性能は同じでございますけど、燃費性能は平成32年度基準を達成したのものについては、おおむね25%の減税をするというものでございます。

軽貨物自動車でございますけど、こちらにつきましては、電気自動車等につきましては、おおむね75%、ガソリン車、ハイブリッド車につきましては、排ガス性能としましては、平成17年度排ガス規制の75%低減し、燃費性能につきましては、平成27年度燃費基準の35%を達成したのものについては50%の減額、27年の燃費基準の15%達成したのものについては、25%の減税という、こういったものでございます。

グリーン化減税の1点目の改正はここでございますけど、もう1点ございまして、次のページでございますけど、2点目につきましては、二輪車等に係る税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から28年4月に1年延期したというものでございます。これは昨年の6月に軽自動車課税の改正を行いまして、この部分につきまして、平成27年4月1日施行ということになっておりましたけど、今回新たに法改正に伴いまして、この部分につきましては、1年延期したものとした税額とするというものを定めたものということになっております。

続きまして、その1枚前に戻っていただきますと、これが三輪以上の今まで説明したものの一覧表でございまして、区分のところには四輪以上三輪とそれぞれの区分が書いてございまして、標準税率というところは、27年度中、27年度までに取得した税率が書いてございまして、28年4月1日以降に取得したものについての税額、それから重課税というのは、取得後、13年以上経過したものの税率が3番に書いてございます。4番は、ただいま説明したグリーン化減税を受けた場合の経過の税率ということになっておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

これについて、今回新たに規定されるというものでございまして、新旧対照表へまたお戻りいただきたいと思ひます。

この16条の第1項でございまして、この部分につきましては、ただいま説明しました75%減税の規定を定めたものでございまして、2項につきましては、50%減税の規定を定めたもの、3項につきましては、25%減税の規定を定めたものということになっております。

続きまして、18ページでございまして、郡上市税条例等の一部を改正する条例の一部改正第2条の新旧対照表ということでございまして、この第1番目は、附則第16条ということになりますけど、今回、軽自動車税を特例を定めたところでございまして、今回の改正の一部改正でございまして、1項から3項までありますけど、その引用法令、引用条文ですね、引用法令について改正する点が1つございまして、それぞれ今回、新たに項ずれを送りまして、第1項に、この下にあります表を入れるというものでございまして。

この下にあります表といひますのは、重加算税を規定するものということでございまして、第1項のところには重加算の税率が規定しており、今まで、今回改正しました1項1項については、それぞれ1個ずつずれているという、この規定でございまして。

それから19ページでございまして、施行期日、附則第1条第1項第2号になりますけど、これにつきましては施行期日を定めたものでございまして、引用条例が今回改正になってますんで、それを改正するとともにですけど、3,600円という部分を除くとありますけど、これは軽二輪だけは対象外とするという定めのものでございまして。

それから第3号ですね、第1条第1項第3号につきましては、これにつきましても引用条文、条例を改正する条例ということでございまして、ここにつきましては、原付、軽二輪自動車、小型特殊の施行日を平成28年4月1日にするというので、1年間延期するという旨をこの期間、施行期日のところで改正を定めたものでございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから附則第3条の第1項でございまして、これは軽自動車税課税に関する経過措置を規定するものでございまして、これにつきましても引用条例が改正されており、それを改正するもの。それから先ほど言ひました軽二輪だけは対象外とするという定めのものでございまして。

第3条第2項につきましては、これにつきましても経過措置につきましても、原付二輪、それか

ら小型特殊の経過措置として、平成23年までは従前の課税によるというものを定めたものでございます。

続きまして、20ページでございますけど、附則第5条軽自動車税の、これは経過措置を定めたものでございますけど、本中左欄のところでございますけど、ここに附則第16条第1項でございますけど、ここにつきましても、条項改正に伴いまして引用条項が改正されたという、伴うものの改正ということでございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次になります条文につきましても、一応、ただいま説明しました同じように税条例が改正になったことに伴う改正ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので質疑を行います。質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 1点、伺います。この税条例の31条の均等割の分ですけれども、この場所なんですけど、これ1ページに挙げるところですけれども、今回、その3月31の専決をもって4月の1日施行ということで、均等割の額が資本金及び資本準備金を含めた、合算した額に係るというふうになっておりますけれども、会社における決算期はバラバラで、そのあたりこの、これにまたがる決算をされとるわけなんですけれども、こういう場合の、もしふえた場合に案分で、その月ごとの案分といいますか、365日の案分で、例えば増額されたり減額されるのかということが、もしあればお伺ひしたいし、それがどこか変更になっておれば、そこをお示しいただきたいと思ひます。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） ただいまの御質問について、少し調べさせていただいて答弁させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 法附則第15条第2項、資料で言うと2ページの8の解説ですが、わがまち特例の創設に伴い、割合を定める規定を創設するものであるということで、新築のサービス付高齢者向け住宅が追加された折に、最初の基準どおり3分の2とする規定を創設するものであるということですが、先ほど部長の説明で、固定資産税を3分の2に軽減するということでありますが、これはやっぱり土地及び建物か、土地または建物なのかということと、ここに出てくるサービス付高齢者向け住宅というのは、以前は介護付有料老人ホームというようなことは聞いたことがありますけれども、それとどのように違うのかということ。そして、こうした高齢者向きのいわゆる集合住

宅というものの固定資産税を軽減するということは、こうした施設を建設してもらうというようなことの促進策やと思いますけれども、現在、市のほうへ、そうしたサービス付高齢者向け住宅というものを建設したいというような話が来ているのかどうか、以上、お尋ねします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 1点目のところの新築したものでございますが、建物に対する課税ということですし、2点目の以前のものの点、それからどの程度あるかという、少し調べさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） はい。サービス付の高齢者住宅でございますけれども、今市内においては、こういった基準に合った施設はございません。背景には、国のほうで、特に都市部のほうでは、こういった住宅の整備というものが、民間の事業者等で進められておるところでございます。今般の介護保険法の一部改正にもよりますけれども、入所特例がいわゆる適用されるということになったところでございます。

ちなみに、昨年度、八幡町の初音地域において、小規模多機能型の施設と、いわゆる高齢者の方がお住まいのというものを併設して整備をされた実績がございますが、こちらで整備をされました住宅につきましては一般住宅というような取り扱いでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、現時点におきまして、関係の事業者のほうから、今第6期の介護保険事業計画、この今年度、初年度でございますけれども、現時点において、そういった建設の要望等については聞き及んでおりません。

以上でございます。

（「はい、了解しました。」と12番議員の声あり）

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番です。きょう出とった資料ですね、けさ見たもんですから、前のやつでもある程度わかったんですが、特に軽自動車税についてお聞きしたいと思います。これはこの前もちょっと質問したんですが、いずれにしても、かなり多くの方が利用してみえるもんで、これの課税が大きくなるということは大変問題であるし、それからその軽減率といいますかね——についても、例えばここで言うと、75%減と50%減、それぞれの条件があって、それに適用すればということで、ちょっとわかりにくいもんですから、その辺のことについて、先ほどの説明はただ決まった

ことをさっと話されたんですけども、例えばということで、軽自動車、エコの対策がとられとるかどうかということだと思んですが、ちょっとわかるような説明をもう一度お願いしたいと思いません。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） もう少し細かい資料がございますけど、例えば四輪軽乗用の32年燃費基準というものであるとか、27年の燃費基準であるとかいうのは、非常に細かい分類にされた表がございます。例えばでございますけど、軽四輪自動車乗用の平成32年度燃費基準というのは、区分的には、1番としまして、車両重量が741キロ未満につきましては燃費基準はリッター24.6であり、それのおおむね25%減というのは22%減税、それから、燃費基準はそれで24.6、それから20%達成については29.6であるとか、そういう表がございますので、この表を配付させていただくということによろしいでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） よろしいですか。

○6番（野田龍雄君） はい。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第101号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） ただいまも質問したんですけども、ちょっとわかりにくい面があるし、市民の皆さんにわかるような説明が必要であるというように私は思います。しかも、これは軽減をされるんですから、軽減される分だけプラスになると、利用者にとってはね——ということやと思いますが、いずれにしても、これは大ざっぱに言えば、税が高くなっていくというように見られますので、こういった点の説明も含めて、きちんと今後、説明していただきたいし、こういうような形でどんどん税がアップしていくことについては、理由はいろいろあるんですけども問題であるというように思いますので、反対を申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） そのほか、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 討論を終結し、採決いたします。

議案第101号について、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(尾村忠雄君) 賛成多数と認めます。よって、議案第101号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎議案第102号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程4、議案第102号 専決処分した事件の承認について(平成26年度郡上市一般会計補正予算(専決第3号))を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長(三島哲也君) 議案第102号 専決処分した事件の承認について(平成26年度郡上市一般会計補正予算(専決第3号))。

平成26年度郡上市一般会計補正予算(専決第3号)を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成27年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページと付番が振ってあるところがございますけど、平成26年度郡上市の一般会計補正予算(専決第3号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億3,693万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ297億8,798万3,000円とする。

(繰越明許費の補正)、第2条、繰越明許費の追加、変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

7ページへお願いしたいと思います。繰越明許費の補正。追加でございますけど、教育費、小学校費の小学校校舎等整備事業でございます。824万2,000円、これは小川小学校の耐震補強の実施設計の委託に係るものでございます。

2、変更、消防費の消防施設整備事業でございます。補正後の金額が800万円というものでございまして、これは防火水槽の2基分の補正と繰り越しということでございますので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、次のページでございます。第3表、地方債の補正。今回の地方債の補正でございますけど、道路改良、あるいは災害復旧事業等各種事業の確定に伴う変更というものでございます。

合併特例債、限度額、起債の目的と限度額を読み上げさせていただきたいと思います。合併特例債 9億7,500万円、350万円の減でございます。これは消防車両、あるいは防火水槽等の事業確定による減でございます。

辺地対策事業 2億5,040万円、3,020万円の減でございます。林道、道路改良、消防の事業、各種事業の確定による減でございます。

過疎対策事業 4億2,540万円、600万円の減でございます。これはスクールバス購入等の確定によるものでございます。

補助災害復旧事業費 1億5,930万円、2,050万円の減でございます。林道の災害復旧事業の確定に伴うものというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、内容につきましては、事業概要一覧表で説明したいと思いますので、よろしくお願ひします。

地方揮発油譲与税でございますけど、107万5,000円の増額でございます。これは交付額の確定でございます。自動車重量譲与税100万6,000円、交付額の決定によるものでございます。地方道路譲与税1,000円の増額でございます。交付額の確定によるものでございます。利子割交付金25万3,000円の減でございます。交付額の確定によるものでございます。配当割交付金1,452万8,000円の増でございます。交付額の確定によるものでございます。株式等譲渡所得割交付金1,231万4,000円の増でございます。交付額の確定に伴うものでございます。

地方消費税交付金2,718万8,000円の減でございます。交付額の確定によるものということでございます。これにつきましては、当初は県の交付の見込みの交付額から算出しておりましたけど、今回確定による減というものでございます。

ゴルフ場利用税交付金66万3,000円の減でございます。交付額の確定によるものでございます。自動車取得税交付金98万3,000円の減でございます。交付額の確定によるものでございます。

地方交付税、特別交付税でございますけど、4億4,895万2,000円の増額でございます。これにつきましては、概算ではございますけど、除雪に関する特別交付税等が恐らくざっと計算しましたところ、2億3,000万円ほど含まれているのではないかとということで、増の要因としましては、除雪経費に伴う特交の増額等と考えてございます。

交通安全対策特別交付金113万1,000円の減でございます。これは交付額の確定でございます。

次は、分担金及び負担金でございますけど、林業用施設災害復旧費の分担金30万5,000円の減でございます。これにつきましては、激甚災害等による補助率の変更に伴う分担金の減額というものでございます。

続きまして、国庫支出金でございますけど、臨時福祉給付金の負担金2,368万4,000円の減でございます。これにつきましては、負担金の交付決定によるものでございますけど、当初計画では

8,000人の給付人口を、給付を計上しておりましたけど、実績としましては、5,985人の実績というものに伴う減ということでございます。

総務費の補助金でございますけど、子ども農山漁村交流地域活性化モデル事業補助金263万円の減でございます。これは3ページでございますけど、国庫委託金のほうへ収入科目が変更になったというものの減でございます。

続きまして、社会保障・税番号システム整備費補助金でございます。551万円の増額補正でございます。これは住民台帳システム整備に係る交付金の額の決定というものでございます。

続きまして、臨時道路除雪事業費補助金1億1,800万円の増でございます。これにつきましては、豪雪に伴う臨時の除雪交付金補助金が決定したものであるというものでございます。

消防費の国庫補助金でございますけど、消防施設等整備費補助金858万9,000円の減でございます。これにつきましては、防火水槽が4基不採択に伴う国庫の減額補正でございます。

教育総務費の補助金としましては、幼稚園就園奨励費補助金でございます。92万9,000円の増額でございます。これにつきましては、交付金の額の増額ということで、当初65%の補助率、調整率を認めましたけど、73.9%まで調整率が上がったというものに伴う増でございます。

小学校費の要保護・準要保護児童就学援助費補助金でございます。1万円の増額でございます。交付決定による増額によります。

特別支援学級児童就学奨励費補助金でございます。4万6,000円の増でございます。これにつきましても、交付額の確定ということで調整率の額が上がったというものでございます。

それから、へき地児童生徒援助費等補助金でございます。14万円の増でございます。これはスクールバス購入の補助に関する確定によるものということで、明細は以下のとおりでございます。

中学校費の要保護・準要保護生徒就学援助費補助金2万8,000円の増でございます。交付額の決定による増額というものでございます。特別支援学級生徒就学奨励費補助金でございます。6,000円の増でございます。これにつきましても交付額の確定による増というものでございます。

続きまして、伝統的建造物群保存対策費補助金474万2,000円の減でございます。これにつきましては、事業費の確定ということで、防災委託調査費の補助金が18万円の減、修理修景の補助金が356万円の減、それから伝統的地区説明板が100万円の減ということになっておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

子ども農山村交流地域活性化モデル事業の委託金でございます。231万円の増でございます。これにつきましては、先ほど国庫補助金から国庫委託金への収入科目の変更によるものでございます。

次は、県支出金でございますけど、自主運行バス総合補助金68万5,000円の増でございます。これにつきましても、補助金の額の確定によるものということで、バス運行経費で40万6,000円、地方交通対策経費で21万8,000円、地域公共交通確保維持改善事業で6万1,000円の増ということにな

っております。

土地利用規制等対策費交付金14万2,000円の減でございます。これにつきましては、事業費の確定によるものでございます。地方消費者行政活性化交付金20万1,000円の増、これにつきましては事業費の確定によるものでございます。

農業費の補助金につきましてですけど、中山間地域等直接支払交付金90万4,000円の減でございます。これにつきましても、事業費の確定による減ということでございます。

学校給食地産地消推進事業補助金5万2,000円の減でございます。これにつきましても事業費の確定によるものということでございます。

飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業補助金9万6,000円の減でございます。事業費の確定ということでエンジンの洗浄機・選別機の購入の確定によるものでございます。

鳥獣被害防止総合対策事業費補助金91万7,000円の減でございます。これにつきましても、防止柵の確定に伴う減というものでございます。内容につきましては、ごらんとおりでございます。

農業6次産業化ネットワーク活動交付金364万9,000円の減でございます。これは高鷲の農業、ラファノス、それから八幡のわさび屋さんの事業確定による減というものでございます。

小水力発電活用支援事業補助金1,510万1,000円の減でございます。これは石徹白の朝日添の小水力発電の補助金でございますけど、事業費確定によるものでございます。これ水車と建屋が27年度以降になったものということでございます。

有害鳥獣捕獲奨励金38万6,000円の増でございます。これは事業費の確定というもので、内容につきましては、ニホンシカ、イノシシ、ニホンザル等、それぞれこういう内容になってます。

森林整備地域活動支援推進事業補助金3,000円の減でございます。これにつきましては事業費の確定によるものでございます。森林整備地域活動支援交付金163万9,000円の減でございます。これにつきましても事業費の確定による減というものでございます。

森林整備事業補助金127万円の減でございます。これは事業の不施工による補助金の減ということで、鹿防護柵を決定しておりましたけど、翌年度以降に新たにやりたいというものによる取り下げによる減ということでございます。

県産材需要拡大施設等整備事業補助金500万円の増額でございます。これは和良庁舎に対するものでございます。

続きまして、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金366万9,000円の減でございます。これも事業費の確定による減額ということで、内容につきましては、内ヶ谷の市有林が401万8,000円の減、ニホンジカの捕獲事業が207万円の増、それから里山林整備事業が2区ございまして、それぞれ125万6,000円の減、43万2,000円の減、それから、やま主安全自力間伐育成支援事業につきましては2万7,000円の減、それから未利用材の搬出事業ということの減ということになってございます。

森林環境保全直接支援事業補助金148万6,000円の減でございます。これは補助金単価の変更による増としましては、古道市有林の伐採、それから事業費の確定のものとしまして、同じく古道の市有林の作業道の確定によるものというものでございます。

路網整備加速化事業費補助金11万5,000円の減でございます。これにつきましても事業費の確定によるものでございまして、古道の作業道の減の確定というものでございます。

商工費補助金でございまして、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費の補助金1万2,000円の減でございます。これは事業費の交付金の確定によるものということで、やまとの旬彩館に1名でございます。

地域人づくり事業補助金83万円の減でございます。これも事業費の確定に伴う補助金の減ということで、内容は、鉄道運転士の育成、魅力ある道の駅集客向上事業、郡上市木材総合活用事業でございます。

農業用施設災害復旧費補助金4,462万3,000円の減でございます。これは繰越事業になりまして、補助金が翌年度に交付されるということになりまして減でございます。内容につきましては、白鳥の西坂の頭首工と、これ何ですかね、嘉家——济いませぬ、ちょっと济いませぬけど、この用水、白鳥の地区の用水のものでございます。翌年度交付に伴うものでございます。

続きまして、林道災害復旧事業費補助金でございます。1,582万1,000円の増でございます。これは激甚災害による補助率の変更に伴うものということでございますので、ここにありますように4地区ですね、4つの災害に対する確定に伴うものというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

選挙費でございますけど、県議会議員選挙執行経費委託金1,041万3,000円の減でございます。事業費の確定による減ということで、これにつきましては、当初3月告示という予定をしておりましたけど、実際は4月になったということで、伴う減でございます。

続きまして、衆議院議員選挙執行経費委託金でございます。857万1,000円の減ということで、これは衆議院の事業費の確定に伴う減というものでございます。

基幹統計調査費委託金でございます。377万3,000円の減でございます。これにつきましても事業費の確定というものでございますけど、特に大きいものとしましては、経済センサス・商業統計の減が大きいものでございます。当初、この2調査を別々のカウントをしておりましたけど、今回1つの調査になったということで、事業費も、交付金と事業費も減額になったということでございます。

続きまして、県管理道除雪委託金でございます。596万6,000円の増でございます。これにつきましては、県道の除雪実績の増に伴い、委託金の増となっているものでございます。

続きまして、財産収入、基金利子でございますけど、100万円の減でございます。これはふるさ

と基金の債券買いかえに伴いまして、基金利子収入が減となっているものでございます。

有価証券売却収入1,338万8,000円の増でございます。これは財政調整基金の債券買いかえに伴う売却益というものでございますし、ふるさと基金に関する買いかえによる収益等もでございます。

続きまして、寄附金でございます。一般寄附として23万4,000円の増、これにつきましては寄附金の額の確定ということで、個人寄附と「本能寺が燃える」の郡上公演の寄附等でございます。

ふるさと寄附金につきましては、美しい農山村景観寄附金が5,000円の増、これは額の確定によるもの、香り高い伝統文化寄附金については2万5,000円の増、これも額の確定、それから地域づくり寄附金につきましても99万4,000円、これにつきましても確定によるもの、それから次は繰入金でございます。宅地開発特別会計の繰入金391万4,000円ということでございますけど、これにつきましても宅地開発特別会計の事業費が確定して、その余剰金の繰り入れというものでございます。

諸収入でございます。造林事業の諸収入でございます。182万7,000円の減、これにつきましては受託事業費の確定による減ということで、石徹白の水后山の市有林に関するものでございます。

市町村振興協会交付金1,591万3,000円の増でございます。これはサマージャンボの収益金に伴う交付金が増額というものでございます。

続きまして、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金、9,000円の増でございます。これにつきましても事業費の確定による増額というものでございます。

続きまして、市債でございます。林業債の辺地対策事業債200万円の減でございます。これにつきましては、辺地債の確定に伴う減額ということでございます。

次に、道路橋りょう債の辺地対策債でございますけど、2,320万円の減、これにつきましても辺地対策事業の確定に伴うということで、八幡、大和、白鳥、それぞれこの路線に伴いまして、減額ということでありまして。

消防債、合併特例債350万円の減でございます。これは事業費の確定に伴う減ということで、防火水槽に伴うもの、それから消防車両の購入に伴うものの減というものでございます。

辺地対策事業債260万円の減でございます。これにつきましては、事業費の確定ということで、防火水槽に伴う減、それから消防車両の減というものでございます。

それから消防債の過疎対策事業債20万円の減でございます。これは耐震の貯水槽の確定に伴うものでございます。

小学校債の辺地対策事業債240万円の減でございます。事業費の確定に伴うことということで、スクールバス1台の購入に伴う減でございます。

小学校債の過疎対策事業債580万円の減でございます。これは事業費の確定ということで、スクールバスの和良の大型1台に伴うものでございます。

災害復旧事業債でございます。農地農業用施設災害復旧事業費40万円の減でございます。これに

つきましては、平成27年度の確定に伴う起債額の減額というものでございます。平成27年の繰り越しによる27年の借入分ということでございます。

それから林業用施設災害復旧債2,010万円の減でございます。これにつきましては、激甚災害等により補助率が変更になったことに伴いまして、起債額が減額になったというものでございますので、内容は以下のとおりというものでございます。

続きまして、支出のほうへ続けて説明させていただきたいと思えます。

総務費の地方消費者行政活性化交付金事業でございます。5万4,000円の減でございます。これは事業費の確定によるものでございます。

無線放送管理経費550万円の減でございます。これも事業費の確定によるものでございますけど、委託料が入札差金によるものが450万円、それから負担金が100万円、電波利用料の改定がございまして、その結果、100万円の減というものでございます。

市有林整備事業207万7,000円の減でございます。これにつきましても事業費の確定によるものでございまして、大きなものは水后山市有林の除伐、枝払い等でございますけど、除伐のみになったというところが主な原因となっております。

森林・環境事業の環境保全林整備事業401万7,000円の減でございます。これも事業費の確定によるものでございますけど、内ヶ谷の市有林の間伐の事業費が確定したというものでございます。

財政調整基金の積立金でございますけど、492万3,000円の増、これは財政調整基金の債券運用の買いかえに伴う収益が出ましたので、それに伴う積立金ということでございます。

減債基金積立金1億6,599万1,000円の増でございます。これにつきましては、平成26年度に取り壊した分と同額を繰上償還用に新たに積み立てというものでございます。

その他、特目基金積立金3億6,451万7,000円、これにつきましては、今後の公共施設の長寿命化の財源として、公共施設整備基金に積み立てたものでございます。

郡上市ふるさと応援基金積立金102万4,000円の増でございます。これにつきましては、昨年までは、3月補正までは1月20日までの補正額の確定をしておりましたけど、それ以降の確定したものでございまして――を、今回専決で積み立てるものでございます。

庁舎等整備事業、これにつきましては、財源更正と和良の500万円の県費が入りましたので、その財源更正に伴うものでございます。

バス運行経費、これにつきましても財源内訳、県費による財源内訳ということでございます。

土地利用対策経費14万2,000円の減、これは事業の確定に伴うものでございます。

子ども農山村交流地域活性化モデル事業31万9,000円の減でございます。これにつきましても、事業費の確定に伴うものでございます。

地方交通対策経費、これにつきましては、県費の確定に伴う財源の更正というものでございます。

地域公共交通確保維持改善事業、これにつきましても県費の確定に伴う財源更正でございます。地域人づくり、鉄道運転士養成事業30万4,000円の減でございます。これにつきましては、事業費の確定による減額でございますけど、長良川鉄道における運転士の養成の委託、2名分の確定によるものでございます。

総合行政情報システム導入事業、これにつきましては、551万円の国庫が入ったことに伴う財源の充当でございます。

衆議院議員選挙費853万5,000円の減でございます。これにつきましても、事業費の確定によるものということで、主なものとしましては、職員の手当の分、それから事業費の分等々がございます。

県議会議員の選挙費1,040万7,000円の減でございます。事業費の確定によるというものでございますけど、これについて、先ほど歳入分申しましたとおり、3月告示予定をしておりましたけど、実際には4月告示ということで、伴いまして、職員手当等が減額ということになっております。

国勢調査費29万9,000円の減でございます。これにつきましては、事業費の確定による減額ということでございます。農林業センサス調査費86万3,000円の減、これにつきましても確定による減額でございます。工業統計調査費19万6,000円の減、これにつきましても事業費の確定による減額、県輸出関係調査費1万3,000円の減、これにつきましても、事業費確定に伴う減額というものでございます。全国消費実態調査費23万2,000円の減、これにつきましても事業費の確定に伴う減でございます。

経済センサス・商業統計調査費215万4,000円の減でございます。事業費の確定によるものでございます。これ先ほど歳入でも申しましたように、経済センサスと商業統計調査費、それぞれ別々の予算計上でありましたけど、今回から一本化した調査ということに伴いまして、事業費も下がったというものでございます。

民生費でございます。臨時福祉給付金事業2,368万4,000円の減でございます。これにつきましても実績による減額ということでございますけど、当初は支給者数の基本額としましては、当初は8,000人を予定しておりましたけど、確定は5,985人、加算につきましては5,000人を予定しておりましたけど、確定が4,179名ということで、それぞれの科目につきましては下記のとおりで、やはり給付のところが2,400万円と大きな要因となっております。

続きまして、国民健康保険特別会計繰出金（直営診療施設勘定）でございます。2,785万4,000円の減でございます。これは国保調整交付金が増額になりました。それに伴いまして、一般会計の繰り出しを減額するというもので、内容につきましては和良歯科診療と和良診療所の調整金がふえたというものが主なものでございます。

それから次は介護サービス事業特別会計の繰出金33万3,000円の減でございます。これにつきましては、介護サービスの賃金の確定及び県交付金の決定による繰入金の減額ということになってお

ります。

続きまして、衛生費でございます。下水道特別会計繰出金、個別排水でございます。92万1,000円の減でございます。個別排水事業の事業費の確定による減ということで、特に補正前と補正後につきましては、7人槽が26基から12基となったことが大きな、主な原因ということになっております。

農林水産業費でございますけど、学校給付地産地消推進事業10万3,000円の減でございます。事業費の確定でございます。児童生徒数の減に伴う地場産使用料の減に伴うものがございます。

中山間地域等直接支払交付金111万8,000円の減でございます。これにつきましては、交付対象面積の減によるものでございます。

続きまして、元気な農業産地構造改革支援事業15万3,000円の減でございます。これは事業費の確定、高鷲のニンジン洗浄機・選別機の確定に伴うものでございます。

6次産業化ネットワーク支援事業364万9,000円の減でございます。事業費の確定というものでございまして、高鷲はラファノスの減、それから八幡についてはワサビ屋の減ということになってございます。

小水力発電活用支援事業2,059万1,000円の減でございます。これも事業費の確定ということで、石徹白地域の朝日添の石徹白農業水、協働組合が行います事業でございますけど、水車小屋とそれに伴う建屋部分を27年度以降の事業に先送りしたというものに伴う減額ということになっております。

続きまして、緊急雇用の創出事業で地産地消推進事業でございます。これにつきましては、財源更正に県費がついたことによる、県費の減額による財源更正ということになっております。

総合鳥獣被害防止施設整備事業91万7,000円の減、これは事業費の確定によるものということで、確定による減ということでございます。

森林・環境事業の里山林整備事業73万4,000円の減でございます。これは事業費の確定ということで、高鷲の里山林整備と、それから明宝の里山の整備事業、それぞれ30万2,000円と43万2,000円の減ということになっております。

森林・環境事業、郡上のやま主安全な自力間伐育成支援事業でございますけど、2万7,000円の減ということで、これは事業費の確定による減ということになっております。

森林整備地域活動支援事業でございます。5,000円の減、これにつきましても事業費の確定に伴うものでございます。

森林整備地域活動支援交付金事業650万1,000円の減でございます。これは経営計画促進の採択メニューの変更と事業費の確定によるものということで、経営計画の作成促進につきましては479万6,000円の減ということになってますし、条件整備につきましては、171万5,000円の減というふう

になっております。

森林・環境事業のニホンジカ捕獲事業、これにつきましては、県支出金の確定による財源更正というものでございます。

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業200万5,000円の増でございます。これにつきましても、事業費の確定によるというものでございまして、それぞれの明細は以下のとおりでございます。

森林・環境事業の未利用材の搬出促進事業1万2,000円の減でございます。これは木の駅プロジェクトに対する事業の確定というものでございまして、それぞれトン数については以下のとおりの減額になっております。

森林病虫害等防除事業190万6,000円の減でございます。これは事業未実施による減額ということで、これにつきましては、27年度以降に森林面積を広げて施行したいという申し出があり、事業の先送りをしたというものでございます。

地域人づくり事業の郡上市木材総合活用事業52万4,000円の減でございます。これにつきましては、事業費の確定に伴うということで、明宝木工センターの2名の採用に伴う事業費確定による減ということであります。

道整備交付金事業、これにつきましては、市債の財源更正でございます。

続きまして、商工費になりますけど、地域人づくり事業、魅力ある道の駅集客向上事業、これにつきましても、県支出金の確定に伴う財源更正ということで、これは明宝の道の駅の1名分の事業でございます。

次、土木費でございます。辺地対策道路整備事業、これにつきましても辺地対策事業債の確定による財源充当のものでございます。社会資本整備総合交付金事業、これにつきましても辺地対策事業の、辺地債の確定に伴う財源充当、財源の充当の変更でございます。

道路除雪事業1億450万円、これは事業費の確定によるものということでございまして、3月以降の降雪に伴う除雪委託料の増というものでございます。

次から消防費になりますけど、消防施設整備事業でございます。2,394万円の減でございます。これにつきましては、26年度中、4基が不採択になったのに伴いまして、減額補正というものでございます。

そのほか、工事差金ですね、差額、消防車両の差金が330万円ございますし、水道消火栓の負担金につきましても220万円、実績に伴う減ということになっております。

続きまして、教育費でございます。英語指導助手招へい事業、これにつきましては、サマージャパンの収益金の財源充当に伴うものでございます。

スクールバス整備事業732万6,000円の減でございます。事業費の確定によるものということで、スクールバス、白鳥、中型1台、和良の大型1台の事業の確定に伴うものでございます。要保護・

準要保護事業就学援助事業（小学校費）でございます。73万9,000円の減、これは事業費の確定に伴うものとしまして、対象人数も80人から76人ということでございます。

ここで少し補正理由の訂正をお願いしたいと思っておりますけど、上から2つ目の通学用品のところの矢印の先の71名となっておりますけど、これは70名に訂正をお願いしたいと思います。

それから下から3つ目の学校給食費の矢印の以降が76名となっておりますけど、75名に訂正になっておりますのでよろしくをお願いしたいと思います。

それから特別支援教育推進事業（小学校費）38万4,000円の減でございます。事業費の確定に伴うものということで、対象者は40人から28人になったということで、明細は以下のとおりでございます。

続きまして、要保護・準要保護生徒就学援助金（中学校費）99万円の減でございます。これにつきましても事業費の確定に伴うものでございまして、対象者は65人から59人ということでございます。これにつきましても少し訂正をお願いしたいと思います。上から2つ目の通学用品費、矢印のところ、先で43名ということでありまして、これ41名に訂正をお願いしたいと思います。

それから下段から3つ目、学校給付費につきましても矢印の先の59名とありますが、この部分58名で訂正をお願いしたいと思います。

特別支援教育推進事業（中学校費）でございます。27万5,000円の減額でございます。これにつきましても事業費の確定に伴うものということで、対象者は15人から9人ということでございます。

幼稚園就園奨励事業でございます。これにつきましては、国庫の確定に伴うものの財源の更正でございます。

伝建制度推進事業35万9,000円の減でございます。事業費の確定によるものということでございますけど、伝統的建造物保存群の調査対策の調査費の確定に伴う減というものでございます。

伝建修理・修景事業917万5,000円の減でございます。事業費の確定に伴うものとしまして、伝建地区の説明板のところにつきましては205万2,000円の減、それから伝建地区の修理・修景補助の部分につきましては715万2,000円の減等でございます。

災害復旧費になります。現年補助災害復旧事業（農地農業用施設）でございます。これにつきましては、繰越事業に伴う財源の振りかえということでございます。27年度に交付されることによる財源の更正というものでございます。それから、市債も含まれ、市債の更正も含んでおります。

それから、現年補助災害復旧事業（林業用施設）でございます。これにつきましても、補助率の変更に伴う分担金や県費、それから市債等の財源更正に伴うものというものでございます。

次は、公債費でございまして、公債償還利子でございます。3,569万2,000円でございます。これは償還利子の確定に伴うものでございますけど、当初につきましては、借入率1.2%で予算計上しておりましたけど、実際借り入れしましたところ、0.3%から0.7%の利率の借り入れということに伴

う利子の減ということになっております。

一時借入金の利子でございますけど、300万円計上しておりましたけど、貸し借りがなかったということに伴いまして、利子の減額というものでございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（尾村忠雄君） ここで暫時休憩をいたします。開会は11時20分といたします。

（午前11時08分）

---

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時20分）

---

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 1件だけお聞きします。

この事業概要説明一覧表の16ページ、4段目、伝建修理・修景事業の伝建地区説明板設置工事、これは施工されなかったということですが、できなかつたのか、やらなかつたのか、それとも今後の予定があれば、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、お答えをいたしたいと思ひます。

こちらの説明板でございますが、実はこちらは、今度、都市再生整備計画事業というものが、これは都市計画のほうの関係の事業でございますが、ございまして、こちらのメニューのほうに由緒書きといったような整備事業との調整をちょっと図ると。

それからもう一点が、多言語対応がこのときになされておりましたので、そのあたりをもう少し検討をしまして、やはり景観に非常に大きく影響を与えるものでございますので、今回は見送りまして、この先ほど申し上げました都市再生整備計画事業の中で一緒に対応していきたいということで、見送ったものでございます。

（「了解」と13番議員の声あり）

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 5番 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） 関連しましてこの伝統的の事業ですけれども、これの確定による減額で、今、看板設置は聞いたんですけれども、これって、後の確定というのはどういうふう確定されたんで

すか。お聞きします。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） こちらにつきましては、大体、次の年度のものをこの4月、5月あたりでもうやられる意思でありましたりとか、あるいは事業概要を説明させていただいて臨んだわけですが、今回、当初修理というものを10件予定しております、これは10件予定どおりやらせていただきました。

修景が2件予定をしてございましたが、これが、その施工主さんのほうで、ちょっと例を申しますと、いわゆる飲食関係をやってみえて、その修景を行うことで、いわゆる厨房設備と申しますか、そちらのほうに非常にたくさん経費のほうがかかるというようなことで、厨房設備のほうは、当然その修景のこの補助対象にはなりませんので、今回はこちらの修景事業のほうは、やられなかったということでございます。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 5番 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） やられないということは、これはもう工事として、事業としてやらないということになったということによろしいでしょうか。

それからもう一つは、例の設計士さんが入られて、かなり事業者が困ってみえて、かなり遅れ込んだというふうな話をちらっと聞いたんですけども、そこら辺は、そういうことはなかったでしょうか。あったでしょうか。お聞きします。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） さきのほうのこの2件でございますが、これは、そういうことで今回のもう補助対象、26年度は外れておりますので、これを改めてまた別の物件のところであればあり得ますけれども、もう今後補助ということはないというふうに予想しております。

それから、先ほどの後段でお聞きの部分でございますが、私もちょっと正確に確認はしてありませんが、やはり事業のほうが遅れてと申しますか、その施工費のほうが思っておったよりもちょっとたくさんかかって、どうしようかというふうに検討されたということは聞いておりますが、それでもって中止をされたというようなことは把握してございません。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 5番 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） ということは、その分に関しての責任問題というのは、要するにないということですか。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） これは、市のほうの立場といたしましては、その補助基準にのっとった

施工をやっていただいているということで、やはり後は、その施行者の方と、その業者の方のほうの契約になります。

もちろんその業者の方には、期限内に、それとその補助基準に合うようにきちんと設計をするというような指導はしてございますが、それ以上のところでは、立ち入ってはおりません。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 1点、お聞きします。

事業概要説明一覧表の11ページ、これは歳入のほうでも聞いたんですけれども、一番下の臨時福祉給付金事業で、部長の説明によると、給付対象予定者は8,000人であったけれども、実績は5,985人ということで減となったということですが、これは、申請をしなければもらえないという制度だと思います。

住民税の非課税者の申請がなかったのか、初めのその8,000人という見込みが多過ぎたのか、その辺の事情はどのようでありましたでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 昨年度、国策として実施がされる事業でございました。この事業の予算化に当たりましては、前年度の税情報をもとに、対象者、可能性のあるという部分で当初予算で予算を計上させていただいたところでございます。

結果としまして、今回減額の補正をお願いするというところでございますけれども、まず市民に対しての周知というところにつきましては、年度が始まりまして、広報の4月号で特集記事を組みまして、市民の周知に努めたところでございます。

それから、6月でございますけれども、全世帯に対して、臨時福祉給付金と同類の事業でございますけれども、子育て世帯の臨時特例給付金、この二つの事業について、わかりやすいパンフレットをもって各世帯に全戸配付をさせていただいて周知をさせていただきました。

あくまでこの制度は申請主義ということになりますので、市民の方々から該当になる方については、申請をもって給付をさせていただくということが原則でございますけれども、やはりその制度がどういったものかということについては、初めての事業でございましたので、市のほうでは、7月に入りまして中旬でございましたけれども、対象となる可能性の高い世帯、具体的には非課税世帯3,671世帯に対しまして、あなたはこの対象になる可能性が高いということで、必要な事項については、こちらのほうで電算上で打ち出しをいたしまして、その申請書と御案内の用紙を、対象となる今ほど申しました世帯に対して直接郵送をさせていただいております。

この中では、非課税世帯に絞ってという形で御案内をさせていただいたところでございますが、課税世帯の中でも非課税の方がおみえになると。こういった場合、対象となる方もおみえになりますので、10月中旬でございましたけれども、課税世帯のうち非課税の方がおみえになる世帯1,234世帯に対しまして、改めて申請書をお届けをして申請につなげるというような取り組みをさせていただいたところでございます。

結果としまして、直接窓口のほうへ申請いただいた方、またこれは郵送でも受付が可能ですので、そういった方法をもつての受付をさせていただいたという件数も数多くございます。

ちなみに、郵送で申請をいただいた方については、申請者全体に占める割合が58%ということになっておりまして、それ以外の方ですと、直接社会福祉課、もしくは振興事務所の振興課のほうに申請をいただいたというところでございます。

それで、当初この8,000人に対して実績が下回ったという大きな要因でございますけれども、まずは試算段階で、先ほど申しましたように、前年度の税情報を基本としながら、可能性のある方に対してという形で若干余裕分も見込んで予算計上をさせていただいたというところでございます。

結果、先ほど申しました実績になったわけでございますけれども、ちなみに申請者の総数が6,426人ということになっておりまして、この申請をいただいた方の中でも、不支給、いわゆる支給決定ができなかったという方も大勢おみえでございます。

その理由は、一番大きなものは、課税者の扶養になっておみえになる方が多ようございました。これは、市内に在住の方で、例えば息子さんの扶養になってみえるお父さんであるとか、そういったところは、うちのほうの情報でつかめるわけでございますけれども、いわゆる市外にお住まいの息子さんが、市内在住の御両親を扶養してみえるというところについては、当初の試算の中では見込みが立たないということもございましたので、そういったものも含めて予算計上をさせていただいたわけでございますけれども、申請を受け付けた後の審査の中で、今ほど申しましたそういった不支給になったという方もございまして、実績としましては、先ほど申しました人数の実績となったというところでございます。

直接、可能性の高い世帯に対して、申請書をお届けをするというような方法のほかに、先ほど申しました広報での周知であるとか、ケーブルテレビを通じた情報行政番組、こういったところにも通じながら普及啓発に努めたわけでございますけれども、この事業、今年度も額は違いますけれども、継続をされるということでございますので、昨年度にも増して普及啓発と申しますか、この制度の周知に努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 12番 上田謙市君。

○12番(上田謙市君) 部長の説明で事情がよくわかりました。申請漏れはまずなかったやろうと

いうふうに理解をさせていただきました。

この臨時福祉給付金については、昨年4月の消費税の増額といいますか、消費税率の引き上げに伴って、そうした生活の困ってみえる方への影響を緩和するという制度でありますので、申し上げましたように、ことしも引き続きこの制度があるということであります。周知といいますか、PRについては、広報等で万全を期していただきたいというふうに思います。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 16番 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） 詳しく説明をいただきましたのでほとんど理解はさせていただきましたが、2点ばかりお聞きをしたいと思いますが、まず4ページの農業費補助金の中で、歳入の、歳出も関係ありますけど、農業第6次産業化ネットワーク支援事業というのが364万9,000円の減額というふうになっておりますが、高鷲と八幡で、それぞれ6次産業化ということで頑張っていたというふうに思いますが、当初の確定ということで差がございますが、これは当初どおりできての確定で減額をしたのか。何かその事業の中で不採択になったものなのか。何かこの6次産業化の事業はなかなか書類の手続が結構面倒だとかという話もちろちら聞いておりますけれども、そういったことで、この減額の理由、主たる理由をまず第1点はお聞きをしたいと思います。

それから第2点目は、14ページの消防施設整備事業の減額についてですが、これも確定と、耐震性貯水槽の国庫支出金の不採択と、4基不採択ということで出ておりますが、この当初でも市長から提案ありましたように、消防団の充実とか、消防力の増強ということで、国も交付税算定を見直す中で力を入れているという中で、特に耐震化が叫ばれている中で、こういったものが不採択をされるという意味がどうも理解に苦しむところではありますが、要望が多過ぎたのか、あるいは査定率がこういうことで、郡上の場合はまだその耐震的に大丈夫やけ延ばしてもええとかそういうことになっているのか。この辺のところの实情をお聞きをしたいというふうに思います。よろしく。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 農業6次化ネットワーク支援事業でございますが、歳出のほうで4ページで、農業費補助金でございますが、11ページの下から2番目のところでございますのは歳出でございます。

内容といたしましては、先ほども若干説明いたしましたが高鷲と八幡の農業生産法人が行います6次化に向けた商品開発ですとか、販売促進のための調査研究と、また実施というものに対して、県が3分の2助成するようでございます。市のほうの上乗せはございませんが、直接、市を経由して事業主体に払われるものでございます。

減額になった理由でございますが、高鷲の農業生産法人につきましては、当初、新商品の計画を

4点ほど計画しておりましたが、それが2点になったということですか、あと販売促進のほうもそれぞれの場所へ出てきましてイベント等で売られるわけですが、その部分の回数が減ったというようなことでございます。

八幡につきましても、新商品開発が当初よりも減ったということ等でございます。実績に応じて、補助金、事業費が確定しまして、それに対して3分の2くるという事業でございますので、実際の活動が若干少なかったというふうに御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 消防施設整備事業費の減額の件でございますけど、消防施設事業費、26年度でございますけど、当初4基要望をしておりまして、補正で実は5基要望をしているところでございます。合計で26年度は9基要望をさせていただきました。

例年、消防の防火水槽3基のときもございまして、多いときは5基のときもございましたけど、今回補正させてもらって、多少そういうところは見てもらえるのかと思って、5基採用になったわけですが、結果として、国の予算割等々の関係で要望はさせてもらったんですけど、結果として最終的に5基しか採択にならなかったという現状でございます。

これにつきましては、27年度も採択していただけるように、引き続き要望等をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 7番 鷺見馨君。

○7番（鷺見 馨君） 7番 鷺見です。歳入のほうで、15ページでございますが、商工観光補助金の関係で83万円ほどの不採択というか、その関係で80万2,000円減になったと。歳出にいきますと、これは25ページですが、当然観光費の中でそれが出ていないと。

ということは、この説明の中で道の駅の関係が主な主要な事業ではないかと思うんですが、今、御案内のとおり道の駅は非常に重要性があつて、いろいろ関連をしながら活性化のたびに振興しているんだなということだと思つてますが、なぜこのものが減額されて、またほかの方法で対応をされていこうとされているのか。将来経営について関連してお尋ねいたします。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 御質問がございました6ページの商工費補助金のことだと思います。

これにつきましては、商工観光部のほうで、歳入については取りまとめをしておりまして、今、御質問にございましたその減額の要因でございますが、人件費の最終的に精査をいたしました結果、補助金の減額があつたというものでございます。

したがって、そのものにつきましては、個別に人件費の積み上げでやっておりますものですから、毎日毎日の積み上げ残でもってやった結果がこういうふうになっておるといふものでございます。したがって、特にその道の駅の事業を縮小したといふものではございません。

以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 7番 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) 了解。ありがとう。

○議長(尾村忠雄君) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 概要説明書の一覧表、1ページからお願いします。

一つは、真ん中のちょっと下の辺の地方交付税のところです。

説明では、はっきりはしないけれども、除雪に恐らく2億3,000万円ぐらいではないかというようなお話でありましたが、まだその倍以上ありますので、地方交付税のふえた理由をわかりやすく説明をお願いします。

それから、2ページ、一番上の段ですけれども、社会保障・税番号システムと。これは最近の新聞報道でも大変問題になっております、このナンバーが、ナンバーというか、資料が、ハッカーといますか、盗まれたということで、その厚労省の対応も問題になっておりますけれども、私、こうしたシステムが、本当にこれからも安全に運用されるかどうか。

これは、3月議会でもそういうお話があつて、市としてもそういう努力をしたいということをお聞きしましたけれども、現在あのお話の進め方を見ておきますと、これからのITの社会で、ITのこういうものが本当に安全かどうか、安全にできるのかどうか、大変心配があるというふうに思います。そういった点で、この問題についての市長のこういう漏れるという、情報が。御認識をお伺いしたいと思います。

それから、4、5ページに有害鳥獣の問題がありまして、これは補正ですので補正の部分ということですが、これも含めた去年、26年度の鳥獣の捕獲がどの程度であったか。大体大まかな数字はこれまで出ておりますので、それにこれをつけ足せばいいのかなというふうにお聞きしているんですが、例えば鹿は郡上市に1万頭を超える数があるのではないかと。毎年これを3,000頭ないし4,000頭をとっているような気がしますけれども、もう少しとらないと鹿は数が減らないというようなお話もお聞きしました。

そういった点で、大ざっぱで結構ですので、この鳥獣の対策をどういうようにしていったらいいのか。今のままではちょっと減らずに、いつまでもいつまでもこういうことを繰り返さなければ

ならないということになりますので、もちろんこれについてのいろんな取り組みはされておるわけですが、ここで数が出ましたので、ちょっとそのことについての御説明をお願いしたいと思います。

それから、7ページの真ん中辺の有価証券売り払い収入ということで、財政調整基金とふるさと基金の債券買いかえに伴う売却益の増額というのがあります。

恐らくこの基金をそういうように債券を買うことによって、売却益ですか、がふえたということやろうと思いますが、そういうやり方について、それはこれだけなのか。ほかのものについてもそういうことをされているのか。しかし大変これは時代の趨勢によって変わりますので、問題もあるというふうに思うんですが、その問題についての市の基本的な姿勢をお伺いしたいと思います。

もう一つお願いします。8ページに、一番下、小学校債の白鳥中学校のスクールバス更新が、予算は5,520万円でしたけれども、240万円減額ということが書いてありまして、大変安かったのかなというふうに思うんですが、それとも予定が足らなかったのか、この辺ちょっとよくわかりませんので、説明をお願いします。

あと支出のほうもちょっとあるんですが、あんまりたくさんになるとあれですので、後でお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） まず1点目の特別交付税でございますけど、平成26年度の確定額は、ここでございますように11億6,435万3,000円でございます。例年、昨年度は9億7,500万円ほどでございました。ですので、昨年と比較をしますと、おおむね1億8,900万円ほど、ふえているということでございます。

それで、先ほどの分析でございますけど、除雪経費が今年度9億2,000万円ほどになったということでございますので、ルール上想定しますと、そこから国費でありますとか、普通交付税でみていただきますので、そういったところを差し引きますと、市の持ち分となるのが5億6,000万円ほどに全体として一財として使っているのではないかということになりまして、ルール上でいきますと、その2分の1程度が特別交付税のほうで加算されたというふうに過程しますと、2億8,000万円ほどになるというように分析をしているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（「そのほかについては」と6番議員の声あり）

（発言する者あり）

○総務部長（三島哲也君） そのほかには、災害に伴うものですか、特殊な市の事情と申しますか、特殊な事情、要因等がございますので、そういったところでもって計算をされておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘がありましたように、最近、日本年金機構の年金受給者のいろんな個人情報的大量に漏れたということで、これは本当に残念なことだというふうに思っておりますし、しっかり原因を究明をして今後の対策をとってもらいたいというふうに思いますが、ちょうどそのようなことが起きたという中で、これからマイナンバー制についても、この秋から、いわゆるそれぞれの市民の皆さんに個人の番号を付与するというようなことで進んでいるわけで、大変一般の方々にそのマイナンバー制は大丈夫かという心配をかけているということは、これは御指摘のとおりだというふうに思います。

しかし、おととい、きのうと全国市長会がございまして、総務省の幹部などとも話をしておりますけれども、まず一つは、日本年金機構の今の年金者の個人情報の保護の問題と、今これから進めようとしているマイナンバー制のいわゆるそういう個人情報保護の言わば技術といいますか、そうしたファイアウォールとかって言いますけれども、外部からのそういう侵入を防止する手だて等については、やはり格段に違うものであるということを幹部の皆さんは自信を持って言っておりますけれども、私もそれは、これまでの長いいろいろなこういう問題についての個人情報保護というのを幾重にガードをするということで、今、考えられ得る限り最高水準のものが、やはり今はこのマイナンバー制度のほうは適応されて準備が進められているというふうに思っております。

物事は、それは100%ないということはなかなか言い切れないということがあると思っておりますけれども、今回の年金機構のようなことはないというふうに思っております。

それから、そのようなことではありますけれども、やはりきのうの全国市長会で緊急提案がございまして、今回の年金機構の情報流出については非常にいかんであると。そしてただいまも申し上げましたように、徹底的に原因究明をしてもらいたいし、その事後対策をしてもらいたいと。そしてまさにマイナンバー制についても、ゆめゆめそういうことのないようにしっかり今後も進めてもらいたい。そしてまた国民にも、国としてもしっかりそうした点についても説明をしてもらいたいという緊急決議をいたしました。

私どもも、今後これからそうした点については、市民の皆さんに広報等を通じて、しっかり周知をしていきたいというふうに思っております。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 有害鳥獣捕獲に関しまして御質問をいただきましたので、歳入ですと、4ページの環境保全としまして、林業費補助金の有害鳥獣捕獲奨励金と、次のページの5ページのほうで、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金ということで、県等の交付金については、このものを充当いたしまして、歳出のほうですと、ページをめくっていただきまして、13ページの森林環境税事業のニホンジカ捕獲事業と、あと鳥獣被害防止緊急対策事業ということでございます。

事業は分かれています。簡単に言いますと、有害駆除ということで猟期期間以外のときにとっていただいた場合に、有害として助成金をそれぞれ出しておりますが、イノシシにつきましては1万4,000円、ニホンザルは2万8,000円、ニホンジカが1万4,000円、カラス・カワウが1,700円、そしてクマが1万円というふうなことで出しております。

それにつきましては、猟期以外の期間でとった頭数ですが、26年4月からことしの3月15日以降の猟期期間以外が1,213頭でございます。それとプラスいたしまして、猟期期間中でも森林環境税のほうで、さらにニホンジカにつきましては、たくさんとっていただくというふうなことでございまして、猟期期間中につきましては、ニホンジカは、雄が5,000円、雌が1万円ということで奨励してとっていただきました。

その結果、猟期期間中の奨励金の頭数につきましては、2,868頭ということで、合計で26年につきましては、4,081頭というふうなたくさん大きい頭数を捕獲していただきました。

先ほど議員御指摘のように、郡上市内には、推計ですが、1万頭ぐらいのニホンジカがおるということで、これを減らしていくためには、2,000頭か3,000頭ぐらい捕獲する必要があるのではないかというふうな調査結果がございまして、去年はありがたいことに4,000頭をとっていただいたというふうな結果になっております。

この年度別の状況でございますが、23年からですと、合計数で申し上げますと、23年度が1,370、それで24年度が1,560、そして25年度が1,740、そして26年度が4,081ということで、非常に2,300以上のたくさん鹿をとっていただいております。

また、こういった結果につきましては、農産物被害額の結果が出ましたので、広報7月号のほうで市民の皆様にお知らせしていきたいと思っておりますし、獣害につきましては、非常に農業振興の上でも重要な課題と思っておりますので、今後とも積極的に展開していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 私のほうから、歳入の8ページの小学校債の辺地事業債の240万円の減でございます。

これは、白鳥中学校のスクールバスの購入に対する起債でございますけど、通常、辺地債につきましては、全体の計画費から国や県の補助金を引きまして、残りの100%が辺地債として充当されるものでございます。

今回、当初770万円と購入予定でございましたので、それから国県を引いて、残りの充当をしますと、520万円という起債で計画していったところでございますけど、実績を見てみますと、556万円ほどに購入の実績になっておりますし、そこから国県を引きまして、それに対して辺地を充当したところ、こういった数字になったということでございます。

それから、なお今年度でございますけど、通常100%充当でございますけど、国の全体の事業枠の関係から、今年度は100%を下回る充当率であったということも多少影響しているかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

(「有価証券」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 会計管理者 佐藤宗春君。

○会計管理者(佐藤宗春君) 公金の有価証券運用ということで質問があったと思うんですけども、これについては、ここにありますように、ふるさと基金であるとか、財政調整基金、そういった中で債券運用をしております。

大変危険というふうなことでございますけれども、公共債というふうなことで、国債を中心とした中で元本保証がされるとか、基金でありますと、5年、10年、20年、長いものでは30年、40年とあるんですけども、それなりに利率等も高くなります。

そういった中で、危険性ということにおいては、その間、持ち続ければ、しっかりした利率というものが保証されるというようなことで、この超低金利時代の中で、かなりこういった運用をされる公共団体は多くなっているという現状。それと岐阜県のほうはちょっとまだやってみえないんですけども、今いろいろ整備されて始められるというふうなこと。また全国的にもそういった、こういった債券の運用でかなり高率的な利益が出ているというふうなことで、とにかくやはり安全・高率性を念頭に置いた運用を図っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) ここでは、総合行政情報システム導入ということで出ているんですけども、関連をしてマイナンバーは心配をしておりますし、それに対する市長は、かなり強固な防ぐ施設が技術が進んではおるといふふうに認識していると。しかし完全ではないということで、全国市長会でもそういう提言をしているということなんですが、私、この間の議会報告会、意見交換会でも、やはりこの問題に対する心配が出ておまして、私たちもこの3月議会で言いましたようなそういう心配もあるが、市は一生懸命努力しているという説明をしたんですけども、今後この問題は果たしてこういう格好で大丈夫だろうというようにいくんかどうかは、非常に心配だといふふうに思ひます。

そういった点では、あくまで人間のつくったものであるし、それを乗り越えてまた悪さをする人もいるという現実の中で、これらについての対応は、やっぱり考えざるを得ないといふふうに思ひます。

私は、そういう点では非常に心配をしている立場なんですけれども、今後ともそういった点では、いろいろと情報を得る中で、本当に市民が安心できるようなものにしく必要があるのではないかというふうに思います。

それで、今、御説明をいただきましたが、一つは、この有害鳥獣の問題です。これは、本当に多くの方がこの問題で、うちの周りでいろいろとつくっているのに意欲をのうしたという声を随分聞いております。

今、お聞きすると、4,000頭をこしはとったと。だから恐らくこれと言えば、今まで1万数千頭やったのが4,000ですから、次に産まれる子どもの数も減ると。だんだん減っていくのではないかとという希望的な感触を持ってみえるんじゃないかというふうに思いましたけれども、これはまた1年、2年たたないとわかりませんが、県の主な生物調査といいますか、生態調査ですか、そういうことで科学的な対策を立てていきたいということで何かやり始めたように聞いておりますので、郡上市も単なる数だけで淘汰ということではない、何かもっと具体的ないい案を考えていただきたいと思いますというふうに思いました。

それから、最後の債券買いかえに伴う売却益、これは国債ということを言われたんやな。国債ですな。買っている債券は。国債を買っている。じゃない。

(発言する者あり)

○6番(野田龍雄君) 今そういうよりも、これまではそういうふうに聞いたものですから、ここにこういうふう書いてあるので、そうじゃないのかなと思って質問したんですが、今の話では、国債というふうに言われたんじゃないかな。聞き取りが悪かったかな。どういう種類のものを買っているか。お願いします。

○議長(尾村忠雄君) 会計管理者 佐藤宗春君。

○会計管理者(佐藤宗春君) この事例については、ちょっと調べないとあれなんですけれども、国債を中心として公共債というようなことで、各県が発券する場合がありますし、そういったもの。最近では兵庫県債等の買いかえ等もやっております。

また、高速道路の絡みの債券等もありますので、そういったもので元本が確実に保証される。そのほか国債を買っている場合もありますけれども、そういった確実なものを運用しているということでございます。

○議長(尾村忠雄君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 補足の説明をしたいと思っておりますけれども、基金等の運用は、安全確実ということと有利ということのこの二つの要件を、そういう目標で運用するということではありますが、確かにこの両者は、有利ということを余り追及し過ぎるとリスクという問題があるということも言われておりますが、郡上市の場合には、先ほど会計管理者が説明しましたように、債券については、

国債、あるいは地方債、そうしたいわゆる公共債という形で、完全にまず第一に、元金、利子が保有している限りは確実に確保できる見込みのものというもので運用しているということです。

それをなぜ途中で売却をするかということですが、ある一定の利子を利率のそういう証券をずっと最後の満期償還まで持ち続けておれば、それはそれでそのときに全ての期間途中の利息と、それから元金が返ってくるわけですが、債券市場というのは、ある利率のものについては、例えば100円の券面に対して、それを売却するときには101円とか102円とかいう形で売れるものがあるんです。

それでそういう形で、要するに取得をしたときのその例えば100円の券面額に対して取得額と、今回処分をしたときに得られる額、それをキャピタル・ゲインといいますけれども、要するに資本の比、資本がそういう形で値上がりすることによって、その差益をとることができるわけですね。

ですから、あと例えば残存期間が割と短いもので、今ここで処分をすれば、そのキャピタル・ゲインという形で、取得したときと売却したときの価格差がとれるもので、それを離れたときに今後得られるであろう利息と、それからそういうキャピタル・ゲイン等との比較というふうな形で、このほうが債券の運用として有利であるというようなものについて、確実にそれを満期まで保有しているよりは、郡上市としての歳入が確保できるという見込みのものについて、そういう運用をしているということで、会計管理者がそういう運用をしようとするときには、副市長と私のところまで必ず協議をしてもらって、私のほうからもそれで運用してくれというような形でやっておりますので、非常に例えば債券の売買というようなことで、結果的に損をしたとか、そういうようなことのないようにきちっと運用をしております。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) それに関連してちょっとお聞きしておきたいんですが、今回は、財政調整基金の分として、売却益が500万円ほどあったと。そしてふるさと基金分で846万円どんだけあったということですが、これは、ここで何年預けたものがどうなったというようなことの発表はできないものなんじゃないでしょうか。わかれば教えていただきたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) 会計管理者 佐藤宗春君。

○会計管理者(佐藤宗春君) 後ほど調査いたしまして、発表させていただきます。

○議長(尾村忠雄君) 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長(古川甲子夫君) 今の件ですが、ちょっと私が今覚えている限りのことなんですが、10年ものですね、日本高速道路保有の債務返済機構のほうの債券を購入しているわけです。それを売却しまして、兵庫県債のほうの15年のものの新発債のほうを購入したわけです。そういうことで、売却金額が100円のもの、例えば101円とかそういう単価で売れるわけですね。

そこで、差益をとりまして、あと購入金額が、新発債のものが、やっぱり5億円のものは5億円でそのまま買えるということで、そこであと経過利息が、買うときに利息が半年間ついてきますから、その経過利息をいただきまして、有価証券の売却収益として、例えば今の場合には492万2,000円がつくとそういうことで、やはりその債券を長期、うちの財政計画のもとをちょっと確認しまして、やはり30年とかそういうものは買えないわけですね。やはり財政計画の中で買える範囲でを考慮しながら、10年とか20年までのものを買おうということで考えております。

そこで、そのものの利息も考慮しながら、先ほど市長が申しましたように、利息も考慮しながら有利なものになると。なおかつ安全ということが大前提ですから、そこを担保にして買うということですので、よろしくお願ひします。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) こういう債券、資産といいますか、それを上手に運用してみえと。そのやり方は、今言われたような10年ぐらいを一つの単位にやって、その損がいかないような、あるいはマイナスにならんようにやっているということで、今は、ここで兵庫県債なんかも出たもので僕はびっくりしているんですが、そのとき有利なものを買いかえて、その間の利息が、ここに出ている1,300万円ほど利息が出たんやというように理解していいですか。

○議長(尾村忠雄君) 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長(古川甲子夫君) 債券の運用にしましては、基金の全額を債券で運用しとるのではなくて、多分割合としては、1割程度の運用で、あとは定期等の安全性を考慮しています。

ただ、最近どの自治体も、やはりこの債券のほうの運用に安全性を考慮して検討されているのが現状です。

以上です。

(「こんなんやったね」と6番議員の声あり)

(発言する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長(古川甲子夫君) 利息ではなしに売却益ということになりますので、お願ひします。

○議長(尾村忠雄君) そのほか質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第102号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第102号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで昼食のために暫時休憩をいたします。再開は1時からといたします。

（午後 0時10分）

---

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

---

○議長（尾村忠雄君） ここで総務部長より発言を求められておりますので、許可いたします。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） それでは、先ほど山川議員から御質問ありました31条の法人税の均等割の件でございますけど、今回の施行期日附則ということで、2条の4項に定めておりまして、その中におきまして、この条例の施行日以降に開始する事業年度分の法人の市民税は、後適用するというふうになっておりまして、それ以前の事業年度分の法人税については従前の例によるとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、1点、訂正をお願いしたいんですけど、専決補正におきまして繰越明許費の中で、小學校費のほうの事業の事業内容につきまして、小川小の耐震補強と申しましたけど、小川小の校舎棟の建築工事でしたので、訂正させていただきます。

それから、野田議員から御質問ありました、詳細にっていうことで一覧表を、詳しい一覧表をお手元に用意しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、具体的な自動車車両がどれに該当するかは、申しわけないですけど買ったときに、自動車屋さんにとどってことを確認していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

---

◎議案第103号について（提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程5、議案第103号 専決処分した事件の承認について（平成26年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 議案第103号 専決処分した事件の承認について（平成26年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））。

平成26年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。平成27年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

議案の1ページをごらんをいただきたいと思います。

平成26年度、郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,651万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億5,056万2,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ134万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4億7,264万3,000円とする。

専決補正の内容につきましては、事業概要説明一覧表の17ページからお願いをいたします。

国民健康保険特別会計事業勘定の歳入でございます。

国庫支出金国庫補助金の特別調整交付金でございます。補正額が2,651万2,000円の増額でございます。補正の理由といたしましては、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に係る省令の一部を改正する省令が、本年平成27年3月31日に公布、同日に施行されたことに伴いまして、基準額が見直されたことによる交付金の増額でございます。

対しまして歳出でございますけれども、直営診療施設勘定の繰出金でございます。補正額が同額の2,651万2,000円の増額でございます。省令の一部改正に伴います繰出金の増額でございます。

歳入歳出ともに2,651万2,000円の増額をお願いするものでございます。

続いて、18ページをお願いをいたします。

国民健康保険特別会計の直診勘定の歳入でございます。

一般会計の繰入金でございますけれども、2,785万4,000円の減額でございます。これは今ほど申しました調整交付金の増額、そして職員給与費の確定によりまして一般会計繰出金の減額でございます。内訳といたしましては、交付金の増額に伴いますのが2,651万2,000円、それから職員給与費の確定によりまして減額分が134万2,000円でございます。

次に、国保事業の国保事業勘定繰入金でございます。

歳入で申しましたように、2,651万2,000円の増額をお願いするものでございます。省令の一部改正に伴います繰入金の減額でございます。歳入で補正額が134万2,000円の減額でございます。

対しまして歳出でございますけれども、和良歯科診療所の職員給与費、補正額が15万8,000円の減額、給与費の確定によります減額でございます。

同様に和良診療所の職員給与費でございますけれども、118万4,000円の減額、同様に給与費の確定による減額でございます。

歳入歳出ともに134万2,000円の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第103号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第103号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第104号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程6、議案第104号 専決処分した事件の承認について（平成26年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） 議案第104号 専決処分した事件の承認について（平成26年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（専決第1号））。

平成26年度郡上市下水道事業特別会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。平成27年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成26年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ416万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,799万2,000円とする。

以下、省略させていただきます。

内容につきまして、平成26年度補正予算事業概要説明一覧表の19ページをお願いいたします。

下水道特別会計、個別排水事業の歳入でございます。

現年度の受益者分担金、補正額といたしまして384万円の減額、一般会計繰入金92万1,000円の減額、下水道事業債といたしまして260万円の増額、辺地対策事業債といたしまして190万円の減額、過疎対策事業債といたしまして10万円の減額、合計補正額416万1,000円の減額でございます。理由は、いずれも事業費の確定によるものでございます。

次に、個別排水事業の歳出でございます。

個別排水事業建設事業、補正額416万1,000円の減額、こちらの内容につきましては、右の補正理由でございますけれども、補正前は33基、実質21基となったものでございます。内訳につきましては、右の括弧の中に書かせていただいております。この中で、一番括弧の中の右側でございますが、50人槽ほか3基と記入させていただいております。この内訳といたしましては、25人槽、30人槽、50人槽の各1基ずつでございますので、よろしくをお願いいたします。

以上、事業の確定によるものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 野田です。ちょっとお聞きをします。50人槽、ほかは25、30人槽とあったんですが、50人槽っていったら大体どういうところで使われるのか一つお聞きしたいし、7人槽は26基の予定が12基で半分以下ですが、これ実質つくらなんだってことなんやろうけど、予想してるのはある程度っていうことであれなんですけど、何か理由がわかればお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

まず、50人槽でございますが、一番大きな。こちらにつきましては、社会福祉施設りあらいずという会社でございますが、こちらのほうの仕出し等も一緒につくっておられるものがこの50人槽と

いう一番大きなものに当たります。それから、ちなみその下の30人槽も社会福祉ですし、25人槽は児童福祉施設というような形の施設でございますので、よろしく願いいたします。

それから、7人槽が減ったということでございますが、一般家庭の、10人槽以下が一般でございますけど、こちらのほうPRを続けておるわけでございますが、今年度は結果的にこういう形で少なくなったということでございます。

ただ、おっしゃるように予算的には基数が非常に少なくなったのに思ったより減額にならないというのは、今言いましたように、大きな槽のものがふえましたので、そちらのほうでこういう金額に確定したいというものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第104号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第104号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第105号について（提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程7、議案第105号 専決処分した事件の承認について（平成26年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

国保白鳥病院事務局長 藤代求君。

○国保白鳥病院事務局長（藤代 求君） 議案第105号 専決処分した事件の承認について（平成26年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（専決第1号））。

平成26年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（専決第1号）を、地方自治法第179条第

1 項の規定により、平成27年 3 月31日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。平成27年 6 月11日提出、郡上市長 日置敏明。

議案の1 ページをお願いいたします。

平成26年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,835万4,000円とする。2項は省略させていただきます。

内容でございますが、事業概要説明一覧表の20ページをお願いいたします。

介護サービス事業特別会計、歳入でございますけれども、介護サービス事業補助金、短時間巡回型訪問介護基盤強化事業費補助金でございます。9万2,000円の増額でございます。これは補助金の交付決定によります増額ということでございます。

続いて、一般会計繰入金でございますが、33万3,000円の減額でございます。これにつきましては、賃金の確定及び県補助金の交付決定による一般会計繰入金の減額ということでございます。

歳入の補正額、計といたしまして24万1,000円の減額でございます。

続いて、歳出でございますが、白鳥病院支援センター事務経費24万1,000円の減額でございます。賃金の確定による事業費の減額ということでございます。

続いて、白鳥病院居宅介護支援事業、これにつきましては、補助金の交付決定によります財源内訳の変更ということでございます。

歳出補正額、計といたしまして24万1,000円の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第105号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第105号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第105号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎議案第106号について(提案説明・採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程8、議案第106号 専決処分した事件の承認について(平成26年度郡上市宅地開発特別会計補正予算(専決第1号))を議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長(古川甲子夫君) 議案第106号 専決処分した事件の承認について(平成26年度郡上市宅地開発特別会計補正予算(専決第1号))

平成26年度郡上市宅地開発特別会計補正予算(専決第1号)を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。平成27年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

議案の1ページをお願いいたします。

平成26年度郡上市の宅地開発特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ450万9,000円とする。

2項は省略させていただきます。

事業概要表の21ページをお願いいたします。

歳入でございますが、土地売払収入としまして補正額100万5,000円の減であります。この件につきましては、当初予算で計上していました販売区画でない別の市の認可区というところですが、平成26年の6月6日に契約が成立したため、その差額を補正するものであります。

また、繰越金につきましては、前年度決算による増額として3,000円の補正であります。本来3月補正をやるべきものですが、まだ1件それが契約云々がありまして、専決になったと。その1件につきましては、27年度予算のほうで売却できたということですので、よろしく申し上げます。続きまして、歳出でございます。

宅地分譲事務経費といたしまして、補正額366万8,000円の増であります。

主な補正理由としまして、役務費では、不動産取引業者を介さずに販売が行えたことにより手数料24万2,000円の減です。

また、余剰金は繰り越さずに一般会計へ繰り出すため繰出金として391万4,000円を計上いたしました。

また、予備費としましては467万円の減であります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第106号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第106号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第107号について（提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程9、議案第107号 専決処分した事件の承認について（平成26年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 議案第107号 専決処分した事件の承認について（平成26年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（専決第1号））。

平成26年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（専決第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日次のおり専決処分したので、報告し、承認を求める。平成27年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをごらんいただきたいと思います。

平成26年度郡上市の明宝財産区特別会計補正予算（専決第1号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,245万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,647万1,000円とする。

事業概要書の22ページをお願いします。

歳入でございますけど、一般会計の繰入金43万2,000円の減でございます。これは里山林整備事業の確定によるものの減額でございます。

造林事業受託収入1,202万4,000円の減でございます。これは森林総研に受託しております事業が全て採択にならなんだことによる減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

造林事業1,245万6,000円の減でございます。これにつきましては里山林整備事業の43万2,000円の減額と、森林総研に受託しております事業の減によりますものでございますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第107号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第107号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第108号について（提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程10、議案第108号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 議案第108号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推選したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。平成27年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

委員のことをございますけど、住所につきましては明宝畑佐310番地の4、氏名は伊藤正夫さんでございます。生年月日はここに表記のとおりでございます。再任でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。なお、任期は3年でございます。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第108号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第108号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第108号について、原案に同意することに御異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第108号は原案に同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第109号から議案第113号について（提案説明）

○議長（尾村忠雄君） 日程11、議案第109号 郡上市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例についてから日程15、議案第113号 郡上市立病院等職員宿舎設置条例の一部を改正する条例についてまでの5議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 議案第109号 郡上市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年

6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、和良振興事務所の新築移転に伴い、事務所の位置を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

和良の旧の設置場所につきましては、郡上市和良沢1056番地の1でございますけど、今回新たに設置する場所は和良町沢882番地でございます。

なお、この条例につきましては、平成27年7月12日から施行するものでございます。

続けて、議案第110号でございます。

郡上市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の制定について。

郡上市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例を次のとおり定めるものとする。平成27年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、大雪による停電、道路の寸断等の被害を抑止するために市が行う立木伐採に対し、その費用の一部に充てる分担金を電気事業者から徴収するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、分担金条例でございますけど、趣旨としましては1条に書いてございます。定義としましては、この対策の事業とは、大雪による停電、道路の寸断、集落の孤立、停電による断水等の被害を抑止するため、市が県の制度を活用し、倒木によって被害をもたらす可能性のある道路沿い及び電線周辺の立木を伐採する事業のことに定義しております。

分担金につきましては、納入業者につきましては電気事業法第2条第10号に規定する一般の需要に応じて電気を供給する電気事業者から徴収するというようになっておりますし、4条では分担金の額が2分の1の額とするということになっております。

この条例でございますけど、県のライフライン保全対策事業実施要綱というのが平成27年4月1日から施行されておりますけど、その8条におきまして負担金の徴収ということが規定されまして、その中で、市町村は条例の定めるところにより電気事業者から分担金を徴収することと定められておるものでございまして、今回こういった分担金徴収条例を新たに設置するものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 議案第111号 郡上市教職員住宅管理条例の全部を改正する条例について。

郡上市教職員住宅管理条例の全部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、地域づくり支援のため教職員住宅への短期入居が行えるよう、所要の規定を整備する

ため、この条例を定めようとする。

1枚はねていただきたいと思いますが、全部改正の条例でございますので短い条文でございますが、説明をさせていただきます。

第1条、目的でございます。この条例は、遠隔地から赴任した教職員等の住宅入居の便宜を図るため、郡上市教職員住宅（以下教職員住宅という）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

名称及び位置、第2条、教職員住宅を別表第1のとおり設置する。下のほうに別表第1、第2条関係がございます。こちらは現行のものと変わっておりませんが、2点でございますが、大和の剣の教職員住宅、大和島教職員住宅になってございますが、現行でございます大和剣教職員住宅というふうになっておりましたので、この際全ての名称を教職員住宅というふうに改めさせていただきます。

それから、今度は第3条、管理でございます。教職員住宅の管理は教育委員会が行うものとする。

使用料、第4条、教職員住宅の使用料は別表第2に定めるとおりとするということで、別表の第2が次のページ、中段以降に書いてございます。こちらは、使用料のほうの額については現行と変わりがございません。

なお、名称につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、大和の剣、それから島につきましては、教職員住宅というのを教職員住宅に統一をさせていただいたというものでございます。

それから、第5条、委任、この条例の施行に関し必要な事項は教育委員会が別に定めるというものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

こちらの条例でございますけれども、現行も教職員住宅の条例というのがございます。今回は提案理由にございましたとおり、こちらの地域づくり支援のために短期入居が行えるよう整備をしたいというものでございますが、この条例が、お認めいただきますと今度は規則、これに伴います規則というものを定める予定でございますが、これはまだ未定稿でございますけれども、こういったものが認められるかといったところをこの規則のほうで定めさせとっていただきますが、まず郡上市立学校に勤務する教職員とその同居の家族、これはこれまでどおりでございます。それから、前後に定める者のほか教育委員会が特に必要と認めた者及びその同居の家族（以下特例入居資格者という）ということで、これを規則のほうで追加をしていくということでございますが、この特例入居でございますが、要件というのがございます、市町村民税を滞納していないこと。それから、入居を希望する教職員住宅の所在する小学校区域に、公営、民営を問わず賃貸借可能な住宅、アパート等がないこと。この項目につきましては、民間で経営をしておられますアパート等が近くにございますと、それを圧迫するといったようなことがございますので、そういう支障がないようにということでございます。

またなお、使用料につきましても、先ほどの条例の別表第2表にございますとおり1,000円から1万円といったようなことで、非常に安価と申しますか、なっておりますので、この点にも民間への影響を配慮いたしまして、そういう民間で賃貸借可能な、これは、もし仮に民間で全て埋まっておるといったような場合にはまた一考を要すということでございますけれども、そういったものがないことということでございます。

それから3番目に、教職員住宅への居住を希望する理由が、教育委員会が公益上及び行政上必要と認める者であることということで、例示をさせていただきますと、例えば地域おこし協力隊でございましたり、あるいは移住を希望したい、しかし引っ越されてきましてもすぐにその住宅がないといったような条件があろうかと思えます。そういったことに対応ができるようにということでございます。ただし、あくまでも第一の趣旨が教職員住宅ということでございますので、教職員のほうの入居を優先させていただきまして、その後に空きがございましたときにこの特例入居というもの認めていきたいと、そういう趣旨でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 議案第112号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税課税限度額の改正等、所要の規定を整備するためこの条例を定めようとするものでございます。

改正内容でございますけれども、議案の次に添付がしてございます資料に基づいて御説明を申し上げたいと思えます。改正理由につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布されたことによるものであります。主な改正内容は2点であります。

1点目は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。医療給付費分に当たります基礎課税額に係る課税限度額を現行の51万円から52万円に、後期高齢者支援金等の課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の14万円から16万円に、合わせまして4万円の引き上げをお願いをするものでございます。

2点目でございますけれども、国民健康保険税の5割及び2割軽減世帯に対する均等割額、平等割額、軽減の基準となっております所得が改められました。このうち5割軽減の対象となる所得の算定において、国保加入者数、いわゆる被保険者数に乗すべき金額を現行の24万5,000円から26万円に、2割軽減の対象となる所得の算定も同様に45万円から47万円に引き上げるための改正でございます。

議案の次の新旧対照表の1ページをお願いいたします。

条例第2条でございますけれども、ここでは課税額を規定しておりますが、同条第2項におきまして基礎課税額の課税限度額51万円を52万円に、同条第3項におきまして後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を16万円を17万円に、同条第4項におきまして介護納付金課税額の課税限度額を14万円を16万円に改めるものでございます。

条例第23条でございますが、国民健康保険税の減額を規定しておりますけれども、第2条と同様に基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額を引き上げるための改正、同条第2号の5割軽減の規定におきまして、被保険者1人当たりに乗すべき金額24万5,000円を26万円に、同条第3号の2割軽減の規定も同様に45万円を47万円に改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、この条例でございますけれども、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用、改正後の条例の規定は平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用することとしております。

また、郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

平成25年、条例第38号でございますが、附則を改正する条例でございますが、平成29年1月1日施行のため現在は未施行となっておりますが、附則第16項の改正規定、この規定は配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改める部分に限る。この規定につきましては、平成28年1月1日から施行するただし書きを加える改正でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 郡上市民病院事務局長 尾藤康春君。

○郡上市民病院事務局長（尾藤康春君） 議案第113号 郡上市立病院等職員宿舎設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市立病院等職員宿舎設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、医師、看護師及び准看護師に限定されております職員宿舎の入居要件を、他の医療職も入居できるように拡大をして、宿舎の有効活用、また医療職の確保に資するようこの条例を定めようとするものでございます。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

旧の条例では、郡上市立病院及び診療所に勤務する医師、看護師及び准看護師とするということで、入居の制限がなされておりましたけれども、こちらのほうを今回の改正によりまして医師、看護師、准看護師、その他医療職というふうに改めます。

このことによりまして、看護師、准看護師だけでなく、例えば薬剤師であったり、検査技士等の医療職もこちらの市の宿舎に入居できるように改正をするものでございます。

なお、施行日は公布の日から施行することとしておりますのでよろしくお願いします。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 以上で説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い改めて行います。

---

◎議案第114号・議案第115号について（提案説明・委員会付託）

○議長（尾村忠雄君） 日程16、議案第114号 平成27年度郡上市一般会計補正予算（第1号）についてと日程17、議案第115号 平成27年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）についての2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 議案第114号 平成27年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について、上記について地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをごらんください。

平成27年度郡上市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,450万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ278億1,350万6,000円とする。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。

おめくりいただきまして、5ページをお願いします。

地方債の補正、変更でございます。合併特例事業債、限度枠15億810万円でございます。辺地対策事業、限度枠4億6,460万円でございます。補助災害復旧事業5,650万円でございます。過疎対策事業2億6,020万円の増額でございます。これにつきましては、やまびこ園の耐震に伴うものあるいは林道等の増額に伴うものでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

なお、事業概要は説明一覧表にありますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、議案第115号 平成27年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

議案の1ページをお願いしたいと思います。

平成27年度郡上市の明宝財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ419万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,221万5,000円とする。2条は省略させていただきます。

なお、事業概要につきましては、別添に表示してありますのでよろしくお願ひしたいと思います。  
以上です。

○議長（尾村忠雄君） ただいま説明のありました議案第114号と議案第115号の2議案については、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託します。

なお、質疑については予算特別委員会において行うこととし、ここでは省略します。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第114号と議案第115号の2議案については、会議規則第46条第1項の規定により6月12日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第114号と議案第115号の2議案については、6月12日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第116号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程18、議案第116号 工事請負契約の締結について（高鷲中学校屋内運動場・渡り廊下棟耐震補強改修工事）を議題といたします。

説明を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 議案第116号 工事請負契約の締結について（高鷲中学校屋内運動場・渡り廊下棟耐震補強改修工事）。

次にとおり、工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成27年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約の目的、高鷲中学校屋内運動場・渡り廊下棟耐震補強改修工事。2、契約の方法、一般競争入札による。3、契約金額、1億7,442万円。4、契約の相手方、郡上市白鳥町白鳥21番地2、株式会社高橋建設代表取締役 羽土洋司。5、工事の場所、郡上市高鷲町大鷲284番地14。6、工事の概要、改修工事一式でございます。

1枚はねていただきますと、この工事の概要書をつけさせとっていただきますが、重複いたしますところは省略をさせていただきます。

4の工期でございますが、本契約締結の日より平成28年3月18日。それから7番目、工事内容でございます。2つございまして、高鷲中学校屋内運動場と高鷲中学校渡り廊下棟でございます。

まず、高鷲中学校屋内運動場につきましては、RC造の2階建て、面積が2,341平米でございますが、こちらは耐震補強の改修工事でございます。RC壁の増設、それからスチールブレースの増

設、それから耐震スリットの増設、それから水平ブレース、つなぎばりの増設、それから開口の閉塞、それから窓等ガラスの改修、それからこちらのほうでございますが、天井部分にアスベストがございますので、こちらを除去をするというものでございます。

それから、渡り廊下棟でございますが、校舎と体育館をつなぐものでございますが、鉄骨増の2階建て14平米でございますが、耐震補強改修工事といたしましてはスチールブレースの増設8カ所、加工新設4カ所、補助新設4カ所、つなぎばりの新設4カ所、窓等のガラス改修が一式というふうになってございます。

裏のほうに図面のほうをつけておりますが、建物の2枚目、配置図の次のページのところに体育館の全形がございますが、ちょうど体育館の中ほどのところにはりが1段目、2段目、3段目が点線で入れてございますが、こちらのほうがブレースが入ってございます。この反対側にも同じく6カ所でございます。入っておりますので、合計12カ所ということでございます。

それから、このブレースの左側でございますけども、ちょっと見にくくございますが、斜線部分、下側が改修後になってございますが、こちらのほうにRC壁、耐力補強壁を設けると。これが、裏側にもございますし、それからこちらの次のページに行っていただきますと反対側の図面、それからさらにその次のページに行きますと、横からの図面がございますが、この斜線部分になっておりますところが耐震の壁を設けると、それから開口部、窓部分がございますが、そちらを一応ふさぐという工法もございますので、そちらが2カ所という概要になってございます。

その次のところでございますが、こちらがアスベストの除去ということで、多目的ホール、それから階段室、それから体操場でございますが、こちら一応3カ所でございますが、こちらのアスベストを除去をすると。その次のページが、この体育館のほうの補強ブレースを入れる42カ所というものでございます。一番最後のページのところがちょっと小そうございますが、こちらがその体育館と校舎を結びます廊下棟の部分の補強をかけるところということでございます。

なお、入札結果が資料ということでついております。落札率につきましては、98.78%ということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） この耐震補強ということで、学校関係大分進んでおるといように思いますが、ここが終わりますとほぼどのぐらいになるか、90何%という数字ですか、ちょっと説明をいただきたい。

それから、ここの補強をしますと0.3とか0.7とかありますね、ここの工事によって耐震補強の数字はどうなるんですか。

それから、アスベストの除去ということがありまして、これまでも幾つかのところでやってきておるし、もうほとんどないやないかと思ったらまだ結構ありますので、ほかにもまだあるのかどうかということと、ここのアスベストの除去は例えば八幡中学校の工事、結構長くかかったように思うんですね。遮断をしていろいろやらんなんてなことで、この工事についてどのような期間がとってあるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、1点目の御質問でございますが、平成27年度に耐震補強並びに改築でございます。先ほどの小川小学校も含めましてでございますけれども、現在、27年度で高鷲中学校、大和南小学校、八幡西中学校、高鷲小学校、明宝小学校、石徹白小学校、牛道小学校、高鷲北小学校、それから今度つり天上等といったような防災機能強化ということで、耐震ではございませんが、防災機能強化ということで和良小学校、それから郡南中学校、それから小川小学校は改築ということになってございます。それから、やまびこ園も入れますと、これで全て耐震化のほうで100%完了をするということでございます。今申しましたうちのこの案件も含めまして、9棟につきましてはもう既に業者のほうも決定しておりまして着手をするという状態になっております。

それから、今御質問のございましたこのアスベストでございますが、こちらのほうが最後になるかと思いますが、そういうこともございまして工期のほうが先ほど説明させていただきました来年の3月の18日までとってございます。議員おっしゃいましたとおり、アスベストでございますので、その取り扱いと申しますか、作業に細心の注意を要するというところで行っていきたいというふうに考えております。

（「耐震のほう」と呼ぶ者あり）

○教育次長（細川竜弥君） 失礼しました。この高鷲中学校でございますが、屋体部分につきましては郡上市の基準でございますが0.83 I s 値でございます。0.83以上というふうにしてはありますが、この工事によりまして0.853というふうになる予定でございます。なお、渡り廊下につきましては1.956という数値になる予定でございます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） I s 値、ちょっとわからんですが、0.83が0.85になるということですか。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） この I s 値でございますが、補強前の屋体でございますが0.074でございまして、これを補強後に0.853になるというものでございます。

なお、渡り廊下も0.088というところが1.956になるということでございます。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 申しわけない。僕ちょっと正確に理解しておらんもんで、0.85というのはいわゆる補強としてはすぐ直さんでもええというやつやと思いますけども、1ぐらいから上になるんやないかと僕は思っていたんですが、それは必要ないということなんやね。0.85でも。

○議長(尾村忠雄君) 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長(細川竜弥君) 国の文科省の基準がI s値が0.7以上というふうに定めてございます。郡上市では、それを少しでも安全性を高めるためにということで、市の基準といたしましては0.83というのを定めております。1までにいくという必要はないということになります。

○議長(尾村忠雄君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第116号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第116号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) この入札なんですけれども98.78ということで、かなり高い数値になっております。いつも副市長のほうからも業者の努力もあるというようなこともお聞きしておりますけども、いかにも高いというのを思いますし、予定価格といいますか、基準価格等見ると2位の山下工務店が99.、僕の計算では69ぐらいになっておって、あとはもう1以上になっておるとこういうことで、いろんな御意見はありますけれども、私はやはり競争に本当になっておるかということでは、このぎりぎりのこういう数字になっていますので、この問題についてはいろんな事情もあるし、言い分はあると思いますが、私はこの入札価格についてどうも了解ができないということで反対をいたしたいと思えます。

○議長(尾村忠雄君) ほかに討論はありますか。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 13番 武藤忠樹君。

○13番(武藤忠樹君) 賛成の立場で討論させていただきます。今は非常に円安が進んでおります。

私は、本当にこういった工事が不落になるケースが非常にあるんじゃないかと思っている中で、98%でも入札がされ、子どもたちの安全のために一日も早い工事がなされるそういったことになったことについて、ぜひともこれを賛成していただきまして、一日も早いこの屋内運動場の安全性の確保に努めていただきたいと思いますので賛成といたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 討論を終結し、採決いたします。

議案第116号について、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(尾村忠雄君) 賛成多数と認めます。よって、議案第116号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第117号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程19、議案第117号 物品売買契約の締結について(公有民営方式バス車両購入)を議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) それでは、議案第117号 物品売買契約の締結について(公有民営方式バス車両購入)でございます。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成27年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

まず1、契約の目的ですが、公有民営方式バス車両の購入でございます。2、契約の方法、指名競争入札による。3、契約金額、1,937万3,960円。4、契約の相手方、郡上市八幡町旭下平瀬1543番地、日清自動車工場有限会社取締役 日置 進。5、納入場所、郡上市八幡町島谷228番地。市役所へ納車していただきます。6、物品の内容、路線バス(中型ワンステップバス)1台でございます。

おめくりをいただきますと、資料でこの事業概要を載せておりますけれども、今回、郡上市としては初めて、国の制度としても新しい公有民営方式によりバス車両の導入という事業でございまして、国に2分の1補助をしていただきます。

今回は、八幡観光バスが4条路線として運行していただきます和良線、そして明宝線でこのバスを使うということとしております。

それから、納入の期限につきましては10月30日ということでありまして、それから、仕様に主要諸

元ですね、そこにありますように座席数は26ですが、乗車定員は58名ということで、運転手を除きまして立ち席として31分確保しておるといことです。車椅子のスペースもあります。それから、車内外の放送あるいは運賃箱、運賃表示機、整理券の発行機等の路線バスとしての特別仕様をしております。

2、裏面には参考図としてこの車両の図を載せておりますけど、こういうふうな車両を導入するということでございます。

入札結果につきましては、自動車の区分におきまして市内の業者、18社でございますが、4社応札で落札率は86.28%ということとなりました。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 16番 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） 仕様のことでもう少しお聞かせいただきたいと思いますが、バスですが、全輪駆動、全輪駆動というか、全部4つとも駆動できるのかということと、車椅子が乗れますが、この車高から見て自分1人では多分乗れないと思いますけども、そういう設備というか、そういうようなことはどんなふうに理解したらよろしいでしょうか、お伺いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） まず、この中型のバスでは一応ワンステップということにしておりまして、当然ですけどもこの車椅子に乗り込んでいただくということにつきましては、スロープ板というものが常時できるようになっておりまして、それを設置して上がり下がりしていただくというふうな設備になってございます。

それから、仕様としてはこれは今回貸与する八幡観光バスの現在の運行しておる会社との協議の中で車両を選定したわけですけれども、この車両につきましては通常の後輪駆動ということでございます。現在の運行を現にやっただいておるところとの協議の中で決めさせていただきましたので、実績の中でこれでいけるというふうに判断をしております。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 16番 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） 4WDではないということですが、和良線、明宝線というようなことで、多分これ車高も低いと思うものですから、やっぱり雪の多いところまで行ってもらわならんやらいうぶんやら、除雪帯がやっぱり余り広くないというようなことになると、その辺で行き違うようなときにやっぱり4Wのほうが望ましいのかなというふうなことですけども、八幡観光のほうはこれで大丈夫やということならやむを得んと思いますけど、やっぱり安全というか、最終的には安全

ということで安全運行ということになるのかなというふうなことを思いますが、これで導入が契約をされておるといこととでございますので、その点についてはそういう了解が得られたということと理解をさせていただきます。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 済みません。御心配のとおりだというふうに思いますけれども、この手のいわゆる中型路線バスの場合に、ギアの駆動のものがほとんどで、通常4Wになっていないという形だというふうに聞いておりますので、そういうこととして運行もしておられるということですのでよろしくお願ひします。安全につきましては、十二分に気をつけていただくということを取り組んでいきたいと思っております。

○議長（尾村忠雄君） ほかに。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 13番、武藤です。この参考図を見て座席26はわかるんですが、座席26の位置はわかりますが、この車椅子スペースってありますよね、車椅子スペースが座席部分にかかっているのと、また車椅子の固定をする必要があると思うんですね、車椅子を。その辺のところはちょっとどんな仕様になっているのかなということがお聞かせ願ひたいことと、立ち席が31ってひどう多いですが、58人の定数なんですが、そういう仕様ということをどう理解すればよろしいんでしょうか。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） この車両は、ちょうどこの車椅子スペースのところの座席が壁のほうに折り上がるようになっておりまして、ここが実際に車椅子を乗せるとき、乗ってもらうときには座席が上がりますから、その分広がって、そしてそこを御利用いただけると、そんなふうな構造になっております。

その場合におきましては、したがいましてその分の乗車席数は減るわけですがけれども、そういう構造でございます。

○議長（尾村忠雄君） 固定の仕方は、固定。

○市長公室長（田中義久君） 固定はします。そうですね、車椅子固定装置とバリアフリー仕様につきましては、これは標準装備という仕様でございます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 車椅子スペースを用意されたということはいいことだと思いますが、これ運転手が乗せたりおろしたりするのかな、そういうことになっておるのかな。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） バスに乗ってくるまで御自分で来られるかどうかということもあると思いますけど、お一人であればそれは運転手がやっぱり乗っていただくということについては現場ではそういう手配はいるのではないかと思いますけど、一般的にそこまで見えるところのことも考えれば、それにつき添われる方があるのではないかと私は思います。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第117号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第117号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第117号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第117号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第118号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程20、議案第118号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 議案第118号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成27年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約の目的、消防ポンプ自動車の購入。2、契約の方法、指名競争入札による。3、契約金額、3,780万円。4、契約の相手方、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防でございます。5、納入場所、郡上市八幡町尾崎546番地1外でございます。6、物品の内容、消防ポンプ自動車2台です。

1段おめくりいただきまして、物品名はCD—I型消防ポンプ自動車でございます。納入場所は、先ほど言いましたほうに明宝畑佐350番地の1でございます。納入期限につきましては、平成28年2月5日でございます。物品の内容は車両の仕様としましては、CD—I型の消防ポンプ自動車、CD—I型消防専用車種仕様4WDでございます。ディーゼルエンジンの排気量4000cc以上の寒冷地仕様ということになって、装備等は以下のとおりでございます。ポンプ仕様、環境仕様につきましてもごらんのとおりでございます。

2ページの裏に参考図としまして、ポンプ車の図が付してございます。

それから、その次のページでございますけど、入札結果としての一覧表がありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 新しく2台が更新されるということで、大変いいことだというふうに思いますが、納入された後の現有の2台の消防ポンプ自動車についてどのような処分というか、廃車になって鉄くずになるのか、納入業者が持っていくのか、そのあたりの処分の方法はどのように考えておりますか。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 一般的に下取りかと思うんですけど、ちょっと確認してまた報告させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 16番 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） 関連ですが、美濃加茂市が公用車と消防車を公売に出して、どれだけでも財産収入にしようというんで、下取りがいいのか、競売にかけると言っていたが、消防車を競売にかけるとちょっと余り意味がよくわからなかったんですが、そのことも含めてどういう対応するのか、やっぱりこれを下取りにとってもらったほうが値打ちがあるとか、将来的にいいのかどうかということも含めて考え方を伺いしておきたいと思ひます。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） ただいま清水議員から御質問ありました買いかえの公用車につきましてですが、なるだけ有効に使いたいということで、公売にかけるというところもございまして、バス等については一般的に公売等をさせてもらっているものでございます。ただ、この件につきましては少しちょっと確認、特殊なものでございますので、下取りのほうがいいのか、公売のほうがいいのかちょっと確認させて返事させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、通常車両につきましてはそういった公売方式等についてもしていきたいというふうに思っていますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） この消防ポンプについては、去年の2月にも購入、2台してあります。当時は、税抜きで3,440万円、今回は3,500万円になっていますが、ちょっと高くなったということですね。これは入札によってそういう額になったということですが、様式を見ると、仕様は全く同じなんです。去年のものとな。そうかわらんのは当たり前かもしれないけれど、僕は年々ちいとずつ変わるんかと思つたら全然変わりませんね。その中で、一番下の環境仕様の超低PM排出ディーゼル車、これディーゼルの排出なんですか。ちょっとこのやつだけ教えていただきたいと思ひます。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） もう少し詳しいところを調べてまた報告させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 結構でございますが、去年の2月のときにはこれ下取りになったんかどうなったかもちょっとわかつたら説明していただきたいと思ひます。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 先ほどの清水議員との関連でもございますけど、現在、車両の更新につきましては、売却を行つておるということでございますので、この車両につきましても公売等で処分しておるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（尾村忠雄君） よろしいですか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 公売っていうことは、わかりますか、例えば去年の2月のときの廃棄したものは幾らくらいで売れておるんかってわかりますか。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） それについてちょっと手持ちがございませんので、その公売による売買の売り上げの額ですね、また調べて御報告させていただきます。

○議長（尾村忠雄君） そうしましたら、ただいまの件についてちょっと答弁ができませんので、ここで暫時休憩をいたします。

（「関連で」と1番議員の声あり）

○議長（尾村忠雄君） 一緒のことで、関連で。

山川直保君 1番。

（挙手する者あり）

○1番（山川直保君） もう私が知る限り、この消防可搬ポンプそして消防ポンプ車につきましては、よく向こうの駐車場にとめてあって、これためてあって、6台、7台、8台という、ためてあって、大体それに関して競売にかけておるのが大体事実だと思います。その額を割ってみると大体1台当たり25万円とか、いいものから悪いものがあるんですけど、大体50万円以内のもので1台当たり落ちていきますね。ということは、割り算でしますと。その行きあてはというと大体海外というふうに聞いております。その買った業者からですね。

ですから、今ヤフーのオークションも、官公庁のオークションでも特に消防車とかはしご車とか、大きいものではですね。そういうものがばらばらに売られておるわけですね。ですから、私特に郡上の中で8ナンバーつけなければいけませんけど、赤いままであの模様のままでも走れるそうです。上の赤いやつを取れば、赤いままでも走れるそうです。

ですから、例えば観光事業地、例えばスキー場とかいろんなところでも草刈った後なんか非常に火が危ないですし、そういうところもそれなりに防火水槽とか、堰提とか水路を持ってみえるところもあります。そういうところへも市民入れるかどうかわかりませんが、市民対象市民法人を対象としたオークションなどを、任意でやってみるということは、かなり値段が僕つくと、これは思うんです。あと、メンテにはもちろんお金がかかりますけれども、いつも使わない限りはなかなかオイルも傷みませんから。ぜひともそういう方法をとっていただきたいということを思います。

それと、郡上の今元気やる気条例のできたところでございますけれども、この中の指名を見ますと八幡町で2社ありますけれども、あとは全部岐阜市、美濃加茂とかばかりですよ。もちろん辞退もされております。今、野田議員も問われましたけども、それだけの差が同じものであるならば郡上だけの指名でやってみて、もし不落でもいいと、不落はもちろん学校とかいろんな大切な期日に間に合わせなければならぬものについては不落なんてあつては、これは非常に恥ずかしいことですが、これは不落であってもいい本当に3,500万円まで落ちるかどうか、郡上の業者にやってみたらどうかということも思います。

といいますのも、なかなか消防の機具機械というものは特殊なものがたくさんありますから、やはり特殊な専門技術を持った業者というところが入札に参加されてもちろん落札されがちでありますけれども、実際こういうところからどういうふうにできるかどうかということを市がやってみるという、そうしたスタンスも非常に大事かと思えます。もし落ちないんですけども、落ちればいいんですけど、予定価格。ぜひそれを試みていただきたいということを思えます。いかがでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 消防ポンプ車の場合、特に儀装、改造ですね、改造の仕事が入ってくるといいますから、非常にいわゆるこちらのほうではできない。全てのことがですね。本社関係のところ、工場で偽装をされるといったようなことがあるためになかなか応札に応じていただけないかなということを思っています。

ただ、今おっしゃいましたように一遍だけでもいいから郡上市中でやってみたらどうやっていいかと、これ落ちなかった場合、全ての業者が辞退した場合、次のとこに影響するんですね。いわゆる入札辞退ということは、もちろん皆さん方御存じのように全ての業者が全ての業者で一つの入札ができなかったという実績が出ますと、次の機会のときには今度違う人たちで2回目をやります。一旦全部外します。それから行きますと、またそれを同じことを繰り返すということが本当にいいのか、悪いのかということになりますので、今現在はできるだけ地元の業者さん方にやってくださいよというような思いの中で今、地元の業者さんを入れて入札をやっておるといような実態がございまして、もちろん値段で高くなったとしてもなかなか向かっていけないんじゃないかなという思いはします。

ただ、業者間ですから、地元の業者さんでやられる場合に、そこで下請の業者と組まれたりするような形でできないことはないと思いますけども、我々としてはできればいわゆる全員が辞退とか、あるいは応札されても落ちないというようなことはできるだけ避けたいなということもございまして、その辺を全体を見ながらやっていきたいなと思っております。

補助事業でない部分におきましては、ある程度の自主権がありますけど、これ補助事業ですので、なぜそんなことやったんですかということで、それこそ大変なことになりますので、そういったことも踏まえながら、できるだけ地元の業者優先にはしたいと思っておりますけども、なかなか難しいときにおいては他の業者も入れて競わせざるを得ないかなということを思っております。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） しかしこれやってみなければわからないんじゃないかというようなことを言いたいと思うんです。

こんな今の日本の時代の流通の時代と、それで本当にその差が装備をつけるのに特殊技術があっ

て、ここのメーカーはここの会社にしか絶対やらせんぞというようなことがあっていいのかどうかということをおもいますね。

ですから、これ補助事業が落ちなかった時にどうなるかこうなるか、そのときのことを考えるよりも、これ1回向かってみたらどうでしょうか。本当に無理なら無理という結果がでるでしょう。じゃあ、無理とか辞退だったらその辞退の理由をお聞きしてきていただきたいと思います。この2社が辞退をされています。この2社の方になぜこうなったのっていうと、多分2つぐらいしか理由がないと思うんですよ。絶対うちは負けるで入れてもしようがないという理由ですね。あとは、うちが今度、私の会社が装備のところを持っていっても、指定業者の中でやってくれんと言われたもんで無理やという、多分その2つのぐらいの理由でしょうね。

ですから、その理由を考えられて一度チャレンジしていただくのが郡上の議会がつくった条例に沿っていると思いますので、ぜひ考えてみていただきたいと思います。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 地元の業者さん方と話をしながらある程度情報を得た上で、一つの方向性を見出していきたいと思っております。

ただ、本当に1年のうちに1台扱われる業者さんと数十台扱われる業者さん、それぞれの技術のいわゆる提携工場、提携工場を持っておられる関係があつて、なかなかいわゆる儀装自身に対する自信がないというところがあるかと思っております。

おっしゃるように自由主義の社会でございますので、今捉えたところの工場、そこも直接の工場を持っている場合と、関連の工場を持っている場合がありますので、そういったところの組み合わせによってはできることもあり得るんだろうということを思っておりますで、いろいろ工夫をしてみたいと思っております。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 先ほど野田議員から質問ございました環境仕様の超低PM排出ディーゼル4つ星認定の件でございますけど、これPMですので排気ガスから、自動車の排気ガスのうちの発がん性や、気管支喘息等の原因となる粒子状物質PM2.5用のものでございますけど、これにつきまして排出規制をするものというもので、この4つ星規定というのは、超低PM排出ディーゼル4つ星といいますのは、その排出レベルが低レベルが85%までその排出量を低減させたものというものが4つ星認定の仕様というものでございます。

それから、売り払いの実績でございますけど、先ほど個別のこと私、25年度全体のことがわかりますのでお願いしておりますが、25年度につきましてはいろいろ車両によって差額高低ありますけど、全体で21車両について売り払いをしておりますで、総金額としましては559万6,000円ほどとい

うこととなりますので、1台当たり26万6,000円ほどの平均にすると価格になろうかということになりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） よろしいですか。清水議員よろしいですか。

○16番（清水敏夫君） それでよろしいです。

○議長（尾村忠雄君） そのほか質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） これ2台をまとめて八幡と明宝ということで納入されるんですが、やはりこういうポンプ自動車なんかは特に利用者、消防団員が使いやすい、一度大阪の森田ポンプというところへ、そのつくる現場を見にいったんですね。車体を持ってきて切り開いて、そしてくっつけというような、本当に手づくりで独特のことをやられるんですけども、こういうことで各納入される所の団員からはドレーンをどこにつけてくれ、スコップはどこにつけてくれというような細かな思いもあると思うんです。その辺のことは聞いてあるのか、ただ単に既製品を持ってきて入れられるのか、その点についてお伺ひしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） ただいまの御質問でございますけど、まず発注する前に各方面隊と事前にその仕様の打ち合わせをしておりますので、さらにつくる途中におきまして、その状態等を見て確認しておるということでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 落札率が90%以下だったということで、これは予定価格をそのように書かれた方が、もしこれ10%、11%近く、10%余裕があるということは、これもし郡上だけの業者の方がもし3,700万円とか、これ3,800万円と書いても100%、予定価格以内なんですね。その差額の300万円をもってして、こういうできそうな会社へ下請に出してもどっちの業者とも利益がある価格だと思うんですね。その1番に入札された方、これ3,600万円はどうやって、いやもちろんこれ3,500万円でも利益を出すわけなので、そのぐらいのことは僕はやってみればできると思うんです。もう一回だけそうやってその意見を述べておきます。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 最も今のおっしゃったようなことになると、官製談合もいとこだろうと思っておりますので、これやったらそれこそ法にふれる関係になってくるだろうと。

ただ、郡上市内の業者だけでやった場合、今おっしゃったようにこの落ちた落札率が98なり9なり、いわゆる100%のところ落ちればあとのところは受けてもできるのではないかということは、先ほど言ったようにいわゆる連携の中でやる可能性もあり得るんだろうと思いますけれども、車の場合とか物品購入の場合、あるいは工事の関係でも若干見受けられるんですけども、いわゆる1社だけで独自で自分のところでつくって自分のところでやってみるという関係ではないわけですね。一つの流れの中で仕事をやってみえますので、そういったような関係等々もあって、多分いろんな関係があるんだろうと思っています。一遍意見をいろいろ聞いてみたいと思いますけれども、一概に単価だけではなしにそういったことの仕事をとることによって自分のところの、例えばあるメーカーの車をかまっておるというような関係等々もあろうかと思しますので、この前提案されました、いわゆる制定されました元気の地元の企業優先といったようなことも踏まえた検討はしてみたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第118号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第118号については委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第118号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第118号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎報告第3号について（報告）

○議長（尾村忠雄君） 日程21、報告第3号 平成26年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 報告第3号 平成26年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度郡上市一般会計の繰越を行ったので、次のとおり報告する。平成27年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりください。

事業名と繰越額について読んでいきたいと思えます。

総務費の無線放送管理費でございますけど、繰越額が199万9,000円でございます。庁舎整備事業、これと和良庁舎でございますけど、1億7,794万9,000円でございます。長良川鉄道近代化整備事業3,128万7,000円でございます。緊急支援交付金の夢論文募集事業300万円でございます。同じく地方創生推進事業、これは人口ビジョン等の策定でございます。584万円。同じく移住者ライフデザイン総合支援事業540万円、同じく過疎地域等空き家活用推進事業800万円、同じく婚活支援強化事業160万円、同じく夢づくり・まちづくりプロモーション事業500万円、同じくテレワークのまち推進事業879万7,000円でございます。

社会福祉費の、これも緊急支援交付金でございます。の生活支援型でございますけど、福祉灯油等助成事業1,883万1,000円、緊急通報システム管理経費1,227万6,000円でございます。

農地費の県営地域農業用水環境整備事業、これ石徹白の1号用水の発電でございます。14万3,000円でございます。緊急支援交付金事業でございますけど、ニホンジカ捕獲体制確立事業917万4,000円、過疎対策林道整備事業561万円、道整備交付金事業2,990万8,000円、緊急支援交付金事業でございますけど、プレミアム商品券発行事業8,543万7,000円、同じく先行型の事業でございますけど、大学生等就職者確保対策事業765万3,000円でございます。

裏面へ行きまして、緊急支援交付金事業でございますけど、インバウンド推進事業417万4,000円、同じく郡上歴史物語実演体制整備事業252万円でございます。同じく北陸観光ルート活性化事業389万1,000円でございます。同じく緊急事業で八幡市街地空き家利活用推進事業350万円、同じく緊急支援交付金で民泊推進事業50万円でございます。

道路橋りょう費で合併特例道路整備事業1,636万6,000円、辺地対策道路整備事業5,828万2,000円、社会資本整備総合交付金事業9,599万4,000円。

住宅費、建築物耐震化事業417万2,000円、消防費の消防施設整備事業800万円、災害対策事業333万2,000円。

教育費の小学校費、小学校校舎等整備事業、これも小学校でございますけど824万2,000円、幼稚園費の幼稚園施設整備事業599万2,000円、緊急支援交付金事業の古今伝授の里短歌サマーキャンプ事業短歌534万円。

災害復旧費でございます、現年補助災害復旧事業農地農業用施設2,816万6,000円、現年補助災

害復旧事業林業用施設6,667万2,000円、公共土木の災害復旧事業費で現年補助災害復旧事業公共土木施設2億4,560万円でございます。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号の報告を終わります。

---

#### ◎報告第4号について（報告）

○議長（尾村忠雄君） 日程第22、報告第4号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 報告第4号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成27年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきたいと思えます。

専決第1号、専決処分書、和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成27年5月1日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容、ひるがの湿原案内看板の屋根に積もった雪が平成27年3月15日午前11時50分ごろに、隣地の駐車場に氷の塊となった状態で落下し、とめてあった軽自動車のフェンダー部分を損傷させるというものでございます。案内看板は市の所有物であり、市は示談により損害を賠償するものでございます。

2、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

損害賠償の額、10万5,376円でございます。

専決第2号、専決処分書、和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成27年5月15日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容、市の所有する公用車、スクールバスでございますけど、平成27年3月11日午前7時35分ごろ、郡上市大和町徳永788番地付近において、これ役場へ国道から入るところでございますけど、国道を右折し、進行方向の除雪車を避けるため大回りで迂回したところ、

スリップし道路標識に衝突し標識を破損させたものでございます。市は示談により損害賠償するということでございます。

損害賠償の相手方は表記のとおりでございます。

損害賠償の額は14万1,480円ということでございます。

どうも失礼しました。以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号の報告を終わります。

---

#### ◎議報告第6号について（報告）

○議長（尾村忠雄君） 日程23、議報告第6号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

6月3日までに受理しました請願は、お手元に配付しました文書表のとおり、産業建設常任委員会、総務常任委員会に付託いたしましたので、報告をいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

長時間にわたり慎重に御審議いただき、ありがとうございました。

本日はこれで散会いたします。

（午後 2時49分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 森 喜 人

郡上市議会議員 田 代 はつ江